

邑楽町障がい者福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

第6期邑楽町障害福祉計画・ 第2期邑楽町障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



邑 楽 町

ごあいさつ

近年、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しています。障がいのある方自身の高齢化による障がいの重度化や重複化、また介助者の高齢化や核家族化などが進むことによる親亡き後の問題などが深刻となっています。そうした状況の中、障害福祉施策に関するニーズは高まり、多様化しています。

また、わが国においては、障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法など、障がい者施策に関する法令が整備されてまいりました。



このような状況の中、本町では、障がい者福祉計画および第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に基づき、障がい者支援の各種施策を推進してまいりました。この度、現行の計画期間が令和2年度をもって終了となることから、新たな計画を策定いたしました。この計画は、障害者基本法に基づく「邑楽町障がい者福祉計画」と併せて、障害者総合支援法に基づく「第6期邑楽町障害福祉計画」および児童福祉法に基づく「第2期邑楽町障害児福祉計画」を一体的に策定した計画となっており、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

本町では、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して、町民の皆様と連携を図りながら障がい者施策を推進してまいりたいと考えております。引続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

邑楽町長 金子正一

<目次>

【邑楽町障がい者福祉計画】

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の対象者.....	4
第5節 計画の策定方法.....	4
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	5
第1節 近年の障がい者施策にかかわる社会動向.....	5
第2節 総人口.....	6
第3節 障害者手帳所持者等の状況.....	9
第4節 アンケート結果概要.....	14
第3章 計画の理念および目標.....	30
第1節 基本理念.....	30
第2節 基本目標.....	31
第3節 施策の体系.....	33
第4章 施策の展開.....	34
基本目標1 差別の解消および相互理解の推進.....	34
基本目標2 地域生活を支えるサービスや相談支援の充実.....	40
基本目標3 安心して暮らせる保健・医療の充実.....	45
基本目標4 創造性と個性を大切にした療育・教育の充実.....	51
基本目標5 いきいきと暮らせる社会参加や生きがいづくりの推進.....	55
基本目標6 人にやさしい安心で快適な生活環境の整備.....	57
基本目標7 就労機会の拡大推進と経済的支援.....	62
第5章 計画の推進.....	65
第1節 協働と連携による計画の推進.....	65
第2節 計画の周知・普及.....	65

【第6期邑楽町障害福祉計画・第2期邑楽町障害児福祉計画】

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要.....	67
第1節 計画策定の趣旨.....	67
第2節 計画の位置づけ.....	68
第3節 計画の期間.....	68
第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方.....	69
第1節 計画の基本理念.....	69
第2節 基本的な考え方.....	69
第3章 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの展開.....	72
第1節 障害者総合支援法および児童福祉法に基づくサービス.....	72
第2節 令和5年度に向けた目標.....	73
第3節 障害福祉サービス・障害児福祉サービス量の見込の算出.....	80
第4章 円滑な推進に向けた取組.....	100
第1節 円滑な事業推進.....	100
第2節 地域での自立した生活に向けた支援の充実.....	100

【資料編】

1 計画策定の経過.....	103
2 邑楽町障害者福祉計画策定委員会設置要綱.....	104
3 邑楽町障害者福祉計画策定委員会委員名簿.....	105
4 邑楽町障害者福祉計画策定庁内検討会議設置要綱.....	106
5 邑楽町障害者福祉計画策定庁内検討会議委員名簿.....	108
6 福祉に関するアンケート調査票（障害者手帳を所持していない町民）.....	109
7 福祉に関するアンケート調査票（障害者手帳をお持ちの方）.....	119

※障がいの表記について

本計画では、「障害」は「障がい」と表記します。ただし、固有名詞の場合、町の事業名、法令等で使用されている場合は、「障害」を使用します。

邑楽町障がい者福祉計画

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国は、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らせる社会、地域の一員としてともに生きる社会づくりを目指して、障害福祉サービスを始めとする障害福祉施策に取り組んでいます。

平成27年には「障害者総合支援法」および「児童福祉法」が一部改正され、「自立生活援助」や「就労定着支援」等の新規事業が定められたほか、重度訪問介護や医療的ケアを要する障がい児支援等に関する事項が定められました。

平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする「差別の禁止」と「合理的配慮の提供」について義務化されました。

平成30年3月には、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援する」を基本理念とした「障害者基本計画（第4次）」が策定されました。

また、平成30年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行、同年11月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。

さらに、令和2年4月には、「障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

本町では、平成29年3月に「邑楽町障がい者福祉計画」を策定し、「ともに支え合うまちづくり【誰もが地域の一員として自分らしく暮らせるまち】」を基本理念に、障がいのある人の意思を尊重し、社会のあらゆる分野の活動に参加でき、希望する地域生活を実現できるよう、各種施策の推進に取り組んできました。

本計画は、こうした法改正の変遷や障がいのある人を取り巻く社会情勢等の変化を鑑み、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送り、個性を活かして交流・活動できる環境をつくることを目指し、令和3年度から令和8年度を計画期間とする「邑楽町障がい者福祉計画」および「第6期邑楽町障害福祉計画・第2期邑楽町障害児福祉計画」に一体的に策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

①法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項、および障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20に基づくもので、本町に暮らす障がいのある人のニーズや課題をまとめ、取り組むべき障がい者施策の方向性について定める基本計画としての性格を有しています。

策定にあたっては、国の障害者基本計画（第4次）およびバリアフリーぐんま障害者プラン8（群馬県障害者計画・第6期群馬県障害福祉計画・第2期群馬県障害児福祉計画）を踏まえるとともに、本町の最上位計画である第六次邑楽町総合計画をはじめとする他の計画との整合を図ります。

また、障害福祉サービス、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する詳細な施策内容、目標量等を示す第6期邑楽町障害福祉計画・第2期邑楽町障害児福祉計画を踏まえて策定します。

■障害者基本法（第11条第3項）

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

■障害者総合支援法（第88条第1項）

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

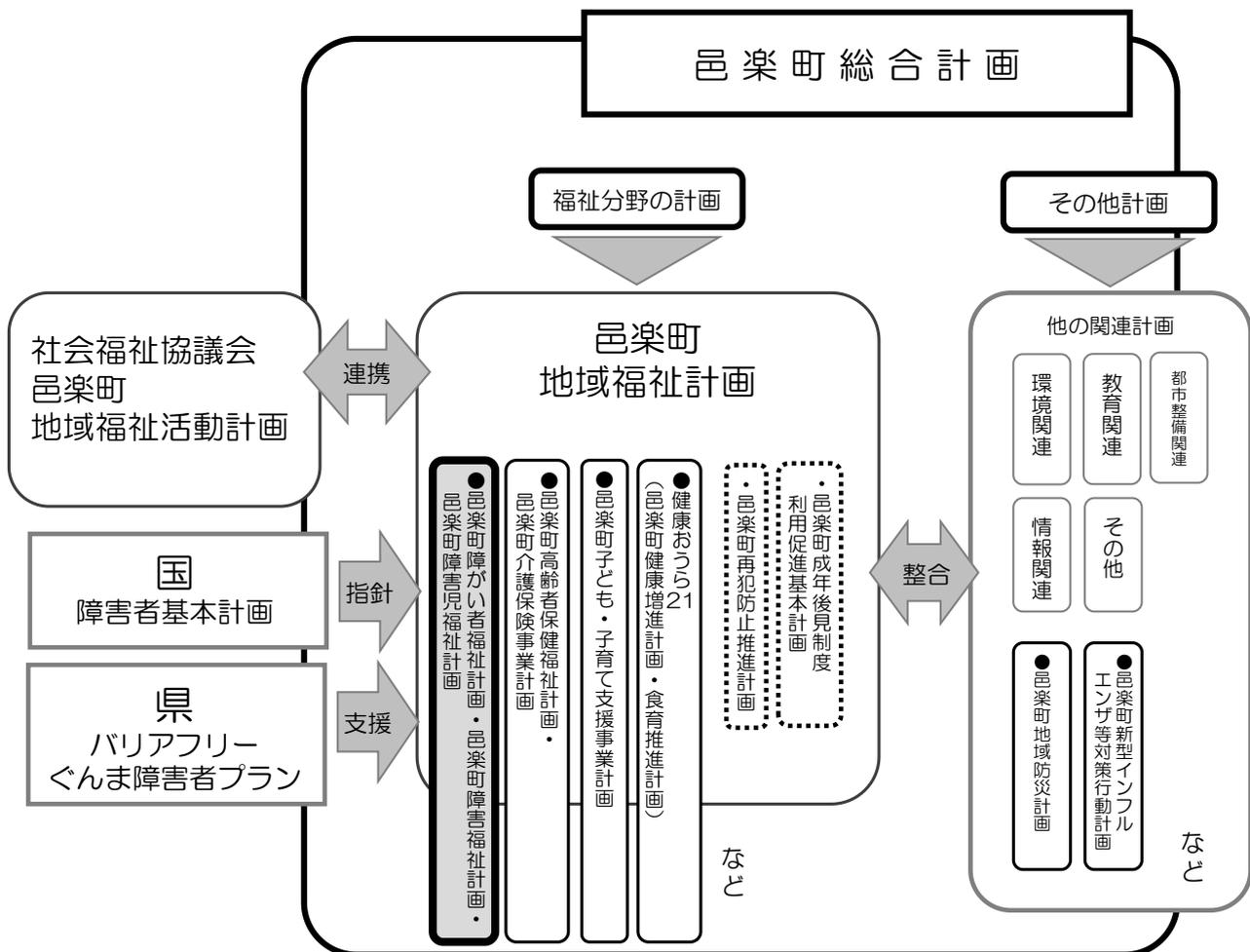
計画名	根拠法令	計画の性格
邑楽町障がい者福祉計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者施策の理念や基本方針を定める計画
第6期邑楽町障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
第2期邑楽町障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障がい児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

②町の関連計画

本計画は、「邑楽町第六次総合計画後期基本計画」を最上位計画とし、将来像である「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」を目指す計画です。

また、この計画は、「邑楽町地域福祉計画」を上位計画とし、福祉分野の対象ごとに定められる、「邑楽町高齢者保健福祉計画・邑楽町介護保険事業計画」や「邑楽町健康増進計画・食育推進計画（健康おうら21）」などの個別計画と調和を図り策定されます。

さらに、近年の大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、邑楽町地域防災計画および邑楽町新型インフルエンザ等対策行動計画等にも配慮したものとします。



第3節 計画の期間

本計画は邑楽町障がい者福祉計画と邑楽町障害福祉計画・邑楽町障害児福祉計画を一体的に策定することから、計画の期間は、障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間に合わせ、令和3年度から令和8年度の6年間の計画とします。

なお、計画期間中に、この計画の根幹となる法律や制度などの改正があった場合には、その動向により、計画の見直しを行います。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
障がい者福祉計画	邑楽町障がい者福祉計画				邑楽町障がい者福祉計画						次期計画
障害福祉計画・ 障害児福祉計画		第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			次期計画

第4節 計画の対象者

障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁※により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を本計画の対象とします。

第5節 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、障がいのある人の地域での生活状況、困っていること、サービスの利用意向などを把握するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者および一般町民を対象としたアンケート調査を実施しました。（P13～28）

また、障がい者施策の推進については、幅広い関係者の協力を得て、本町の実情に応じた施策が展開されるように、障がい者団体の代表、社会福祉の関係者、学識経験者等の構成による邑楽町障がい者福祉計画策定委員会を設置し、策定にあたりました。

さらに、幅広く町民の意見を求めるためにパブリックコメント（令和2年12月7日～令和3年1月6日）を実施しました。

※ 社会的障壁：障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもの。利用しにくい施設や制度、障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見などがある。

第2章 障がい者を取り巻く現状

第1節 近年の障がい者施策にかかわる社会動向

年月	内容等
平成24年	<ul style="list-style-type: none">・「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立・「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正（平成25年4月施行）・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以降、障害者優先調達推進法）」制定・「障害者基本計画（第3次）」策定
平成25年	<ul style="list-style-type: none">・「障害者総合支援法」施行・「障害者差別解消法」成立（平成28年4月施行）・「改正障害者雇用促進法」成立（平成28年4月施行）・「障害者雇用促進法」の一部改正
平成26年	<ul style="list-style-type: none">・「障害者権利条約」締結・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成26年4月）
平成27年	<ul style="list-style-type: none">・「難病の患者に対する医療費等に関する法律」の施行（平成27年1月）
平成28年	<ul style="list-style-type: none">・「障害者差別解消法」の施行（平成28年4月）・「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（平成28年8月）
平成30年	<ul style="list-style-type: none">・「障害者基本計画（第4次）」の策定（平成30年3月）・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（平成30年4月）・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行（平成30年11月）
令和2年	<ul style="list-style-type: none">・「障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行（令和2年4月）

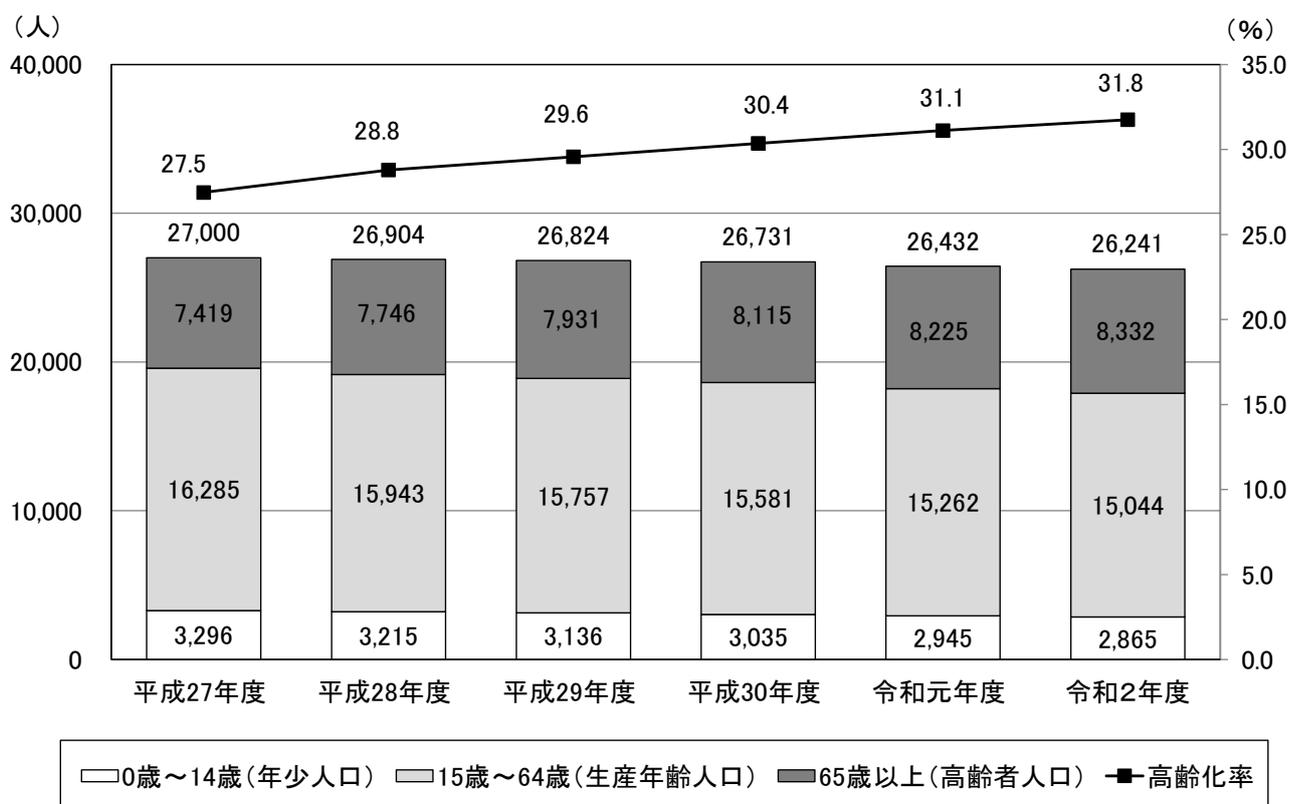
第2節 総人口

(1) 3区分人口および高齢化率

令和2年度における本町の人口は、26,241人です。平成27年度と比べると、700人以上の減少となっています。また、14歳までの年少人口および15歳から64歳までの生産年齢人口は減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

高齢化率は増加傾向となり、令和2年度では31.8%となっています。

人口の推移

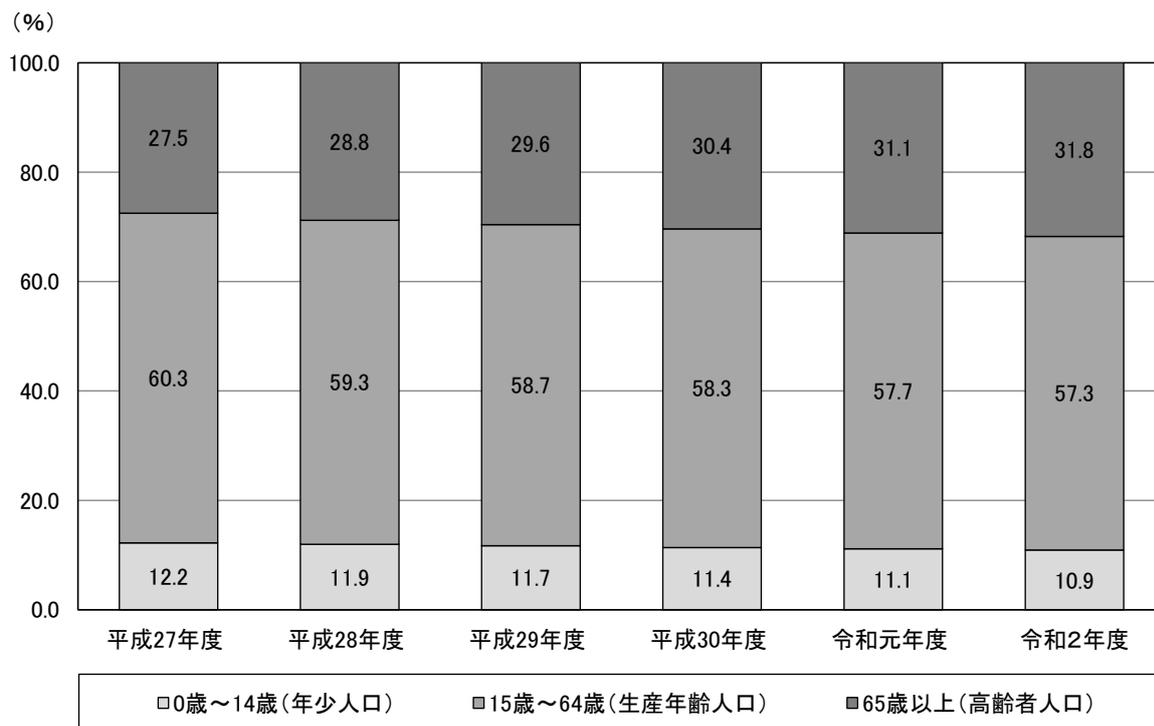


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 年齢階層別人口割合

令和2年度における本町の年齢階層別人口割合をみると、年少人口割合と生産年齢人口割合ともに減少傾向である反面、高齢者人口割合は年々増加し、平成30年度からは全人口の中の3割を超えています。

年齢階層別人口割合

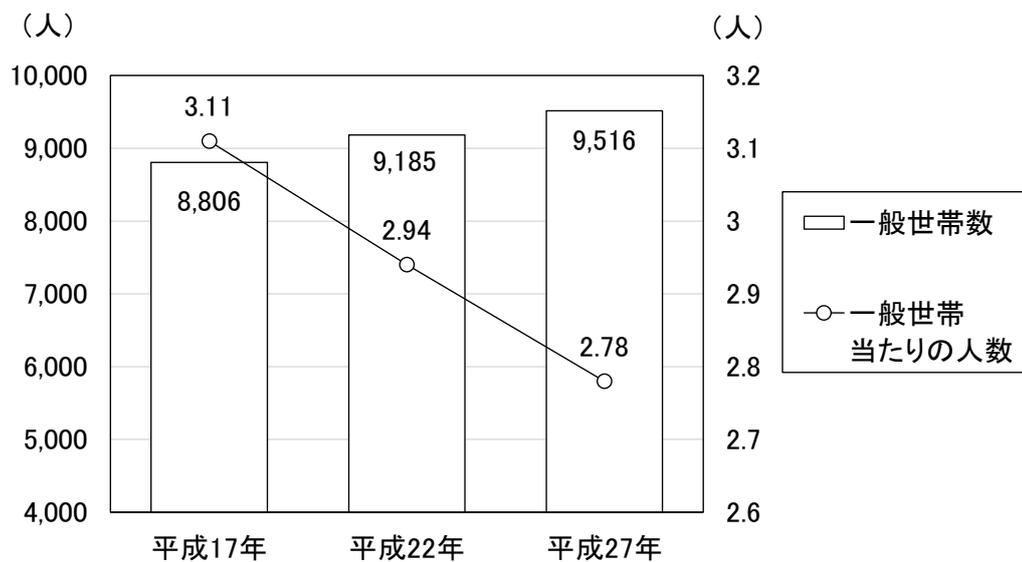


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 世帯数

総人口の減少が進む一方で一般世帯数は増加しているため、平均世帯人員は減少し、平成27年度は2.78人となっています。

世帯の推移



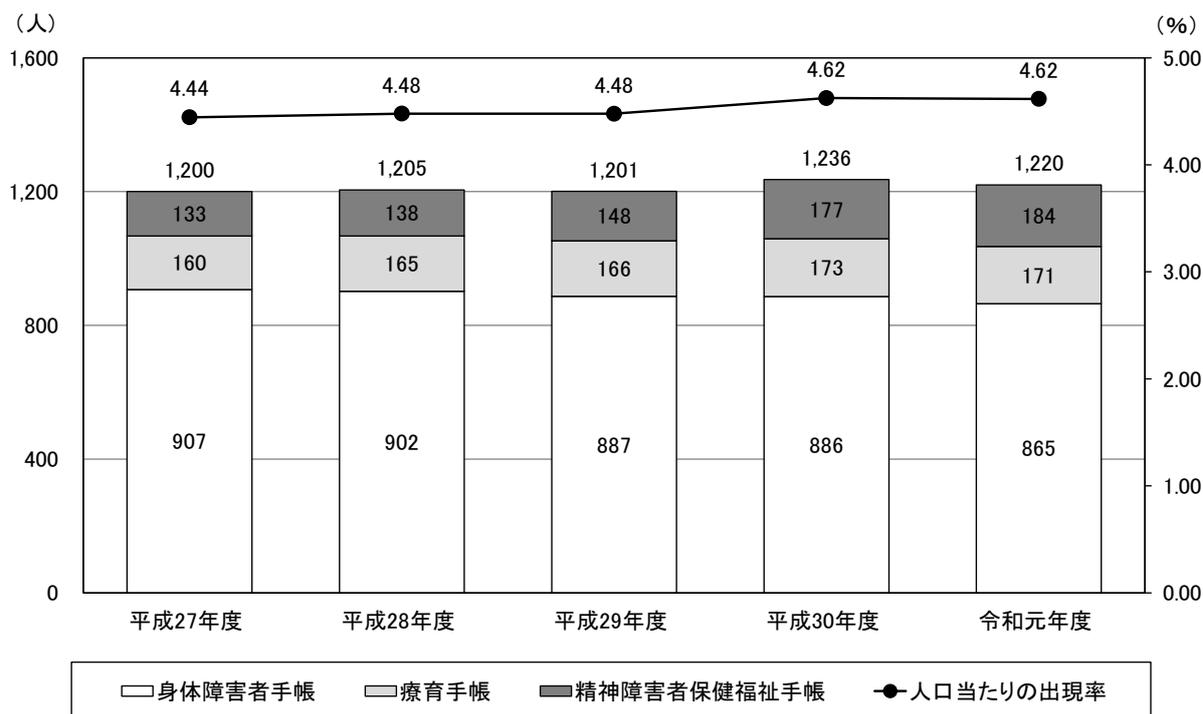
資料：国勢調査

第3節 障害者手帳所持者等の状況

① 障害者手帳所持数の推移

障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む）は増加しており、令和元年度末現在は1,220人となっています。総人口に対する出現率も上昇し、令和元年度末現在は4.62%となっています。

障害者手帳の種別に見ると、身体障害者手帳は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加しています。令和元年度末現在は、身体障害者手帳が865人と最も多く、次いで療育手帳が171人、精神障害者保健福祉手帳は184人となっています。

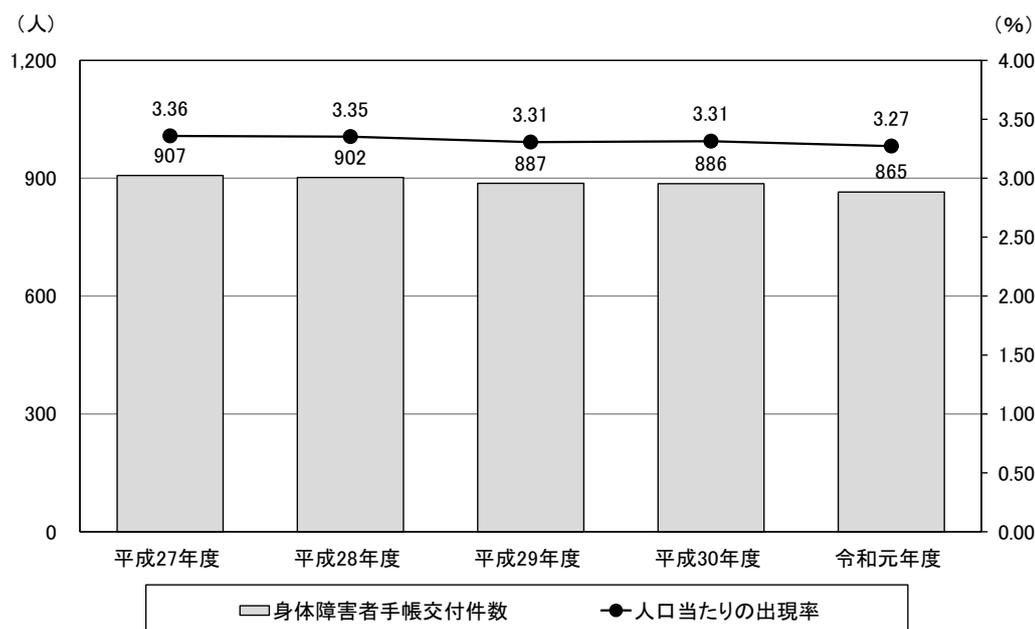


②身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年度末現在は 865 人で、平成 27 年度から 42 人減少し、人口当たりの出現率も 3.27%と減少傾向にあります。

障がいの種類別をみると、肢体不自由（480 人）が最も多く、次いで内部障がい（299 人）、聴覚・平衡障がい（57 人）となっていますが、平成 27 年度からの構成比の推移をみると、最も人数の多い肢体不自由は構成比が低下傾向にあるのに対して、内部障がいは上昇傾向にあります。

障がいの程度別にみると、1 級（336 人）が最も多く、次いで 4 級（226 人）、2 級（115 人）となり、重度の 1 級の構成比は上昇傾向にあります。



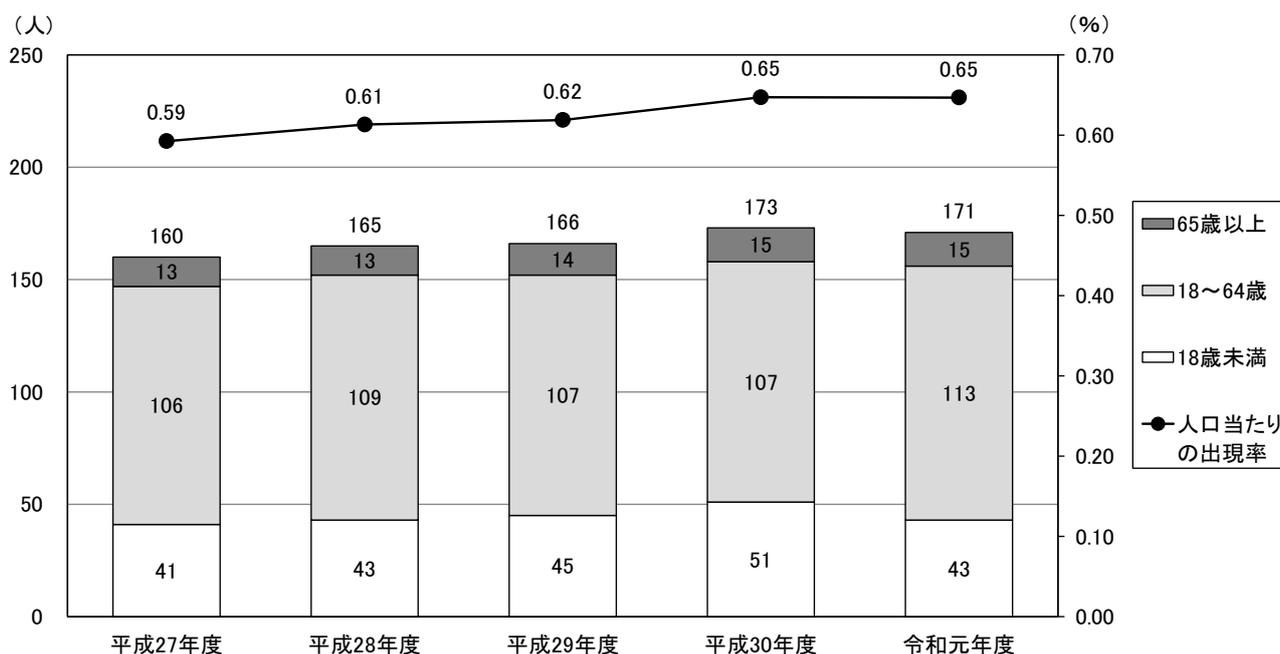
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者手帳所持者数		人 907	人 902	人 887	人 886	人 865
障がい種類	視覚障がい	人 54	人 54	人 56	人 50	人 53
		% 6.0%	% 6.0%	% 6.3%	% 5.6%	% 6.1%
	聴覚・平衡障がい	人 74	人 75	人 69	人 62	人 57
		% 8.2%	% 8.3%	% 7.8%	% 7.0%	% 6.6%
	音声・言語障がい	人 14	人 11	人 13	人 14	人 12
		% 1.5%	% 1.2%	% 1.5%	% 1.6%	% 1.4%
肢体不自由	人 510	人 511	人 494	人 488	人 480	
	% 56.2%	% 56.7%	% 55.7%	% 55.1%	% 55.5%	
内部障がい	人 301	人 302	人 299	人 312	人 299	
	% 33.2%	% 33.5%	% 33.7%	% 35.2%	% 34.6%	
障がい程度	1 級	人 335	人 336	人 332	人 341	人 336
		% 36.9%	% 37.3%	% 37.4%	% 38.5%	% 38.8%
	2 級	人 120	人 118	人 121	人 118	人 115
		% 13.2%	% 13.1%	% 13.6%	% 13.3%	% 13.3%
	3 級	人 111	人 112	人 110	人 109	人 105
		% 12.2%	% 12.4%	% 12.4%	% 12.3%	% 12.1%
	4 級	人 237	人 235	人 229	人 229	人 226
		% 26.1%	% 26.1%	% 25.8%	% 25.8%	% 26.1%
	5 級	人 53	人 51	人 47	人 46	人 44
		% 5.8%	% 5.7%	% 5.3%	% 5.2%	% 5.1%
	6 級	人 51	人 50	人 48	人 43	人 39
		% 5.6%	% 5.5%	% 5.4%	% 4.9%	% 4.5%

③知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は増加しており、令和元年度末現在は 171 人で、平成 27 年度から 11 人増加して、人口当たりの出現率も 0.65%と上昇しています。

年齢階層別をみると、18～64 歳（113 人）が最も多く、次いで 18 歳未満（43 人）、65 歳以上（15 人）となっています。

障がいの程度別にみると、B 1（中度）（51 人）が最も多く、次いで B 2（軽度）（50 人）、A 1（最重度）（35 人）、A 2・A 3（重度）（35 人）となり、平成 27 年度から比較すると、A 2・A 3（重度）、B 2（軽度）の増加が大きくなっています。



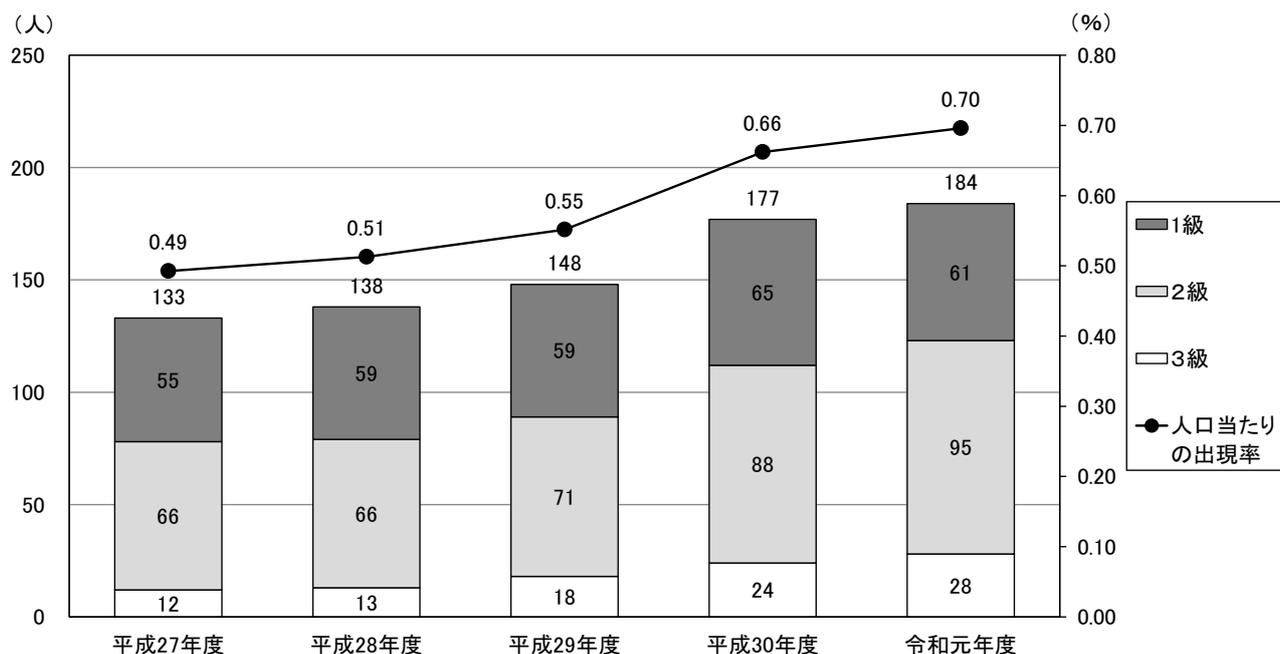
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
療育手帳所持者数		人 160	人 165	人 166	人 173	人 171
障がい 種類	A1（最重度）	人 35	人 35	人 35	人 35	人 35
		% 21.9%	% 21.2%	% 21.1%	% 20.2%	% 20.5%
	A2・A3（重度）	人 30	人 31	人 32	人 35	人 35
		% 18.8%	% 18.8%	% 19.3%	% 20.2%	% 20.5%
	B1（中度）	人 49	人 50	人 48	人 51	人 51
		% 30.6%	% 30.3%	% 28.9%	% 29.5%	% 29.8%
	B2（軽度）	人 46	人 49	人 51	人 52	人 50
		% 28.8%	% 29.7%	% 30.7%	% 30.1%	% 29.2%

④精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、令和元年度末現在は 184 人で、平成 27 年度から 51 人増加し、人口当たりの出現率も 0.70%と上昇傾向にあります。

障がいの程度別にみると、2級（95 人）が最も多く、次いで1級（61 人）、3級（28 人）となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加傾向にあり、令和元年度末現在は 338 人となっています。

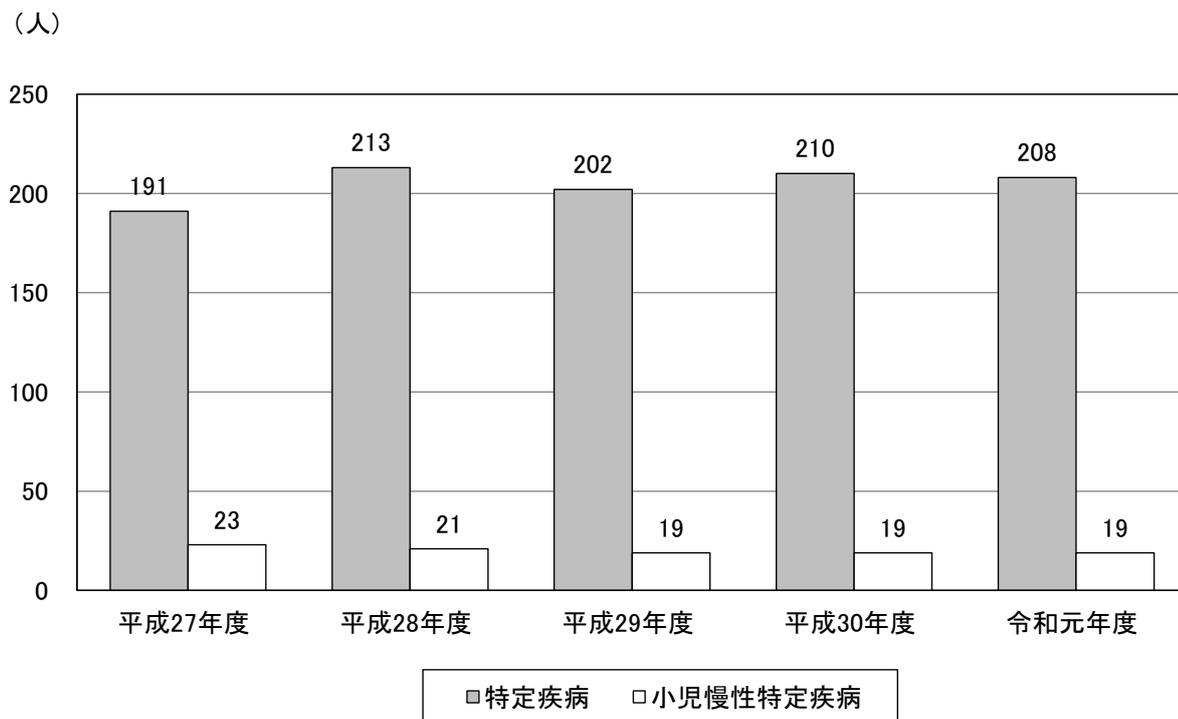


		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立支援医療（精神通院医療） 受給者数	人	206	279	302	325	338

⑤難病患者の状況

難病患者数の状況を見ると、増減を繰り返し、令和元年度では208人となっています。

また、小児慢性特定疾病患者数は、平成27年度から減少傾向となり、令和元年度では19人となっています。



第4節 アンケート結果概要

(1) 目的

町では、現在、令和3年度を初年度とする障がい者福祉計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けた取組を進めていくため、町民の福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケート調査を実施しました。

(2) 調査期間・調査方法

調査期間：令和2年9月11日（金）～ 令和2年9月25日（金）

調査方法：郵送配付・郵送回収による郵送調査方法

(3) 調査対象者

町民アンケート	20歳以上の町民で障害者手帳を所持していない方
障がい者アンケート	障害者手帳を所持している方

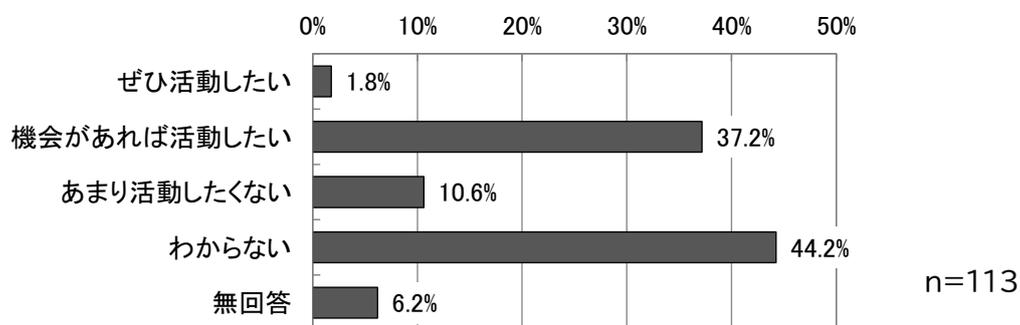
(4) 配布数および回収数

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
一般町民	300件	113件	113件	37.7%
障がい者	700件	395件	394件	56.3%

(5) 町民アンケート調査結果概要

今後、障がいのある人に対するボランティア活動をしたと思いますか。

今後、障がいのある人に対するボランティア活動をしたと思うかでは、「ぜひ参加したい」「機会があれば活動したい」を合わせた『参加したい』が39.0%となっています。また、「あまり活動したくない」が10.6%、「わからない」が44.2%となっています。



※「n」は回答者数を表します。

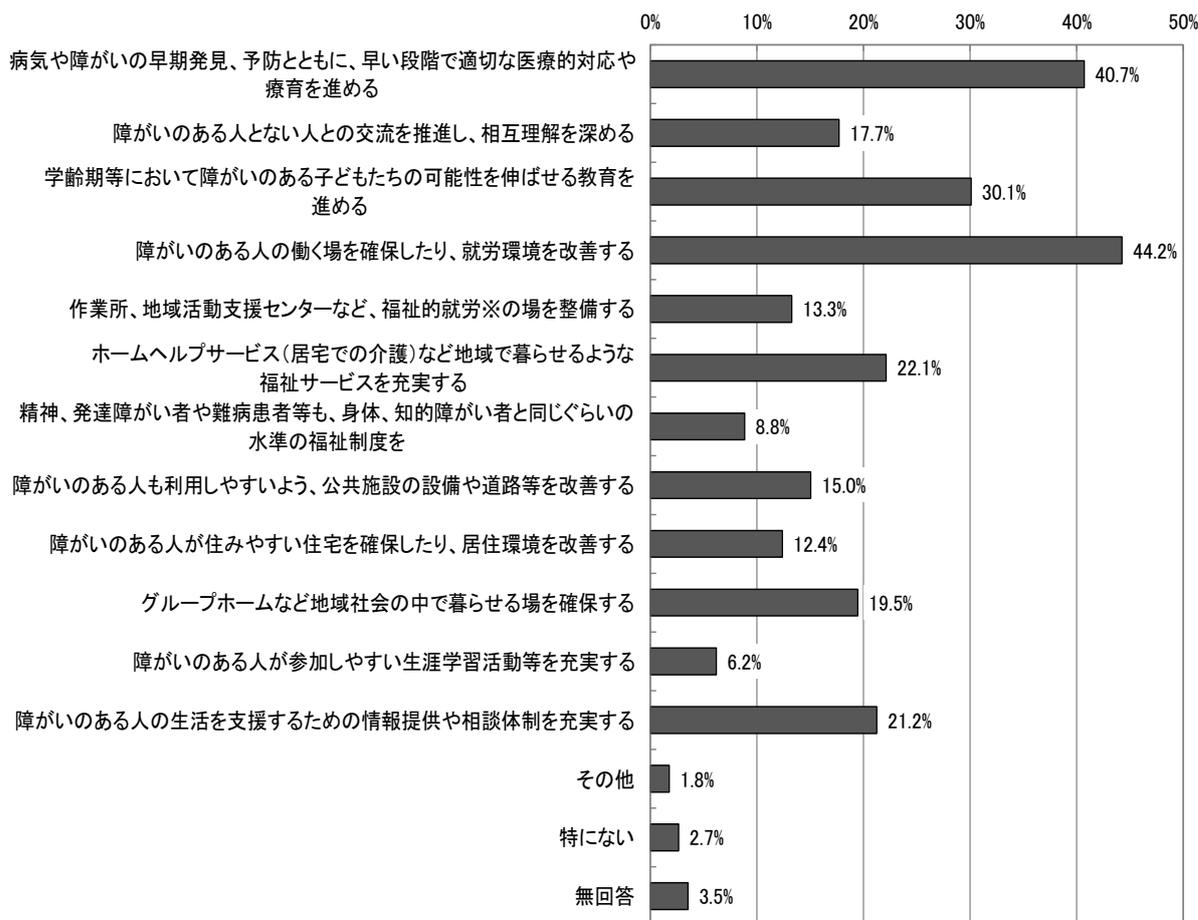
どのような活動をしてみたいですか。

どのような活動をしてみたいかでは、「福祉施設等への訪問、手伝い」、「災害時の避難や救助」、「イベントの手伝い」がともに44件中18件となっています。

項目	件数	構成比
話し相手や安否の確認	15	34.1%
福祉施設等への訪問、手伝い	18	40.9%
日常生活や外出の手伝い	12	27.3%
手話・点訳など技術を活かした活動	4	9.1%
手紙の代読や広報紙の朗読	5	11.4%
スポーツ・レクリエーションの指導・介助	5	11.4%
災害時の避難や救助	18	40.9%
物品等の寄付や募金活動	6	13.6%
イベントの手伝い	18	40.9%
その他	1	2.3%
わからない	1	2.3%
無回答	1	2.3%
回答者数	44	
非該当	69	
合計	113	

邑楽町としてこれから、障がいのある人のために、特にどのような施策に力を入れる必要があるとあなたは思われますか。

邑楽町としてこれから、障がいのある人のために必要な施策では、「障がいのある人の働く場を確保したり、就労環境を改善する」が44.2%と最も多く、次いで「病気や障がいの早期発見、予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育を進める」が40.7%、「学齢期等において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める」が30.1%となっています。

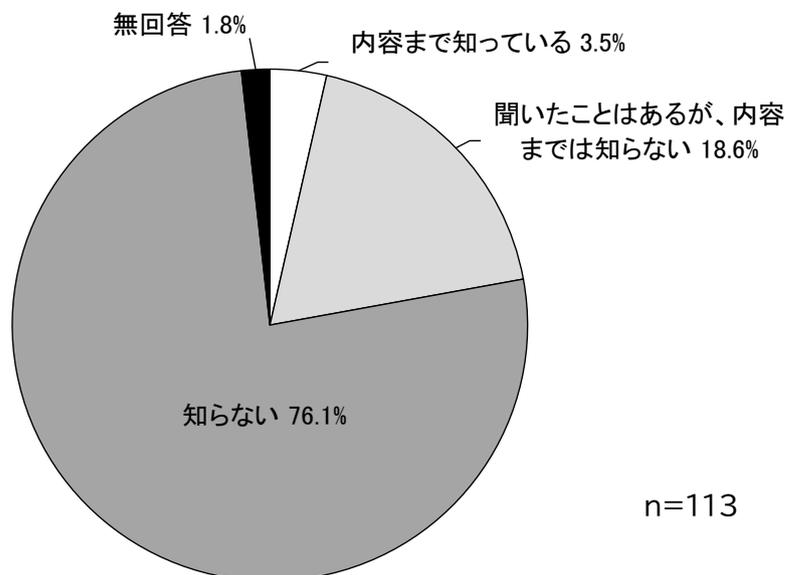


n=113

※ 福祉的就労：一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。

あなたは、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮※」という言葉を知っていますか。

「合理的配慮」という言葉を知っているかでは、「内容まで知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」を合わせた『知っている』が 22.1%となっています。また、「知らない」が 76.1%となっています。

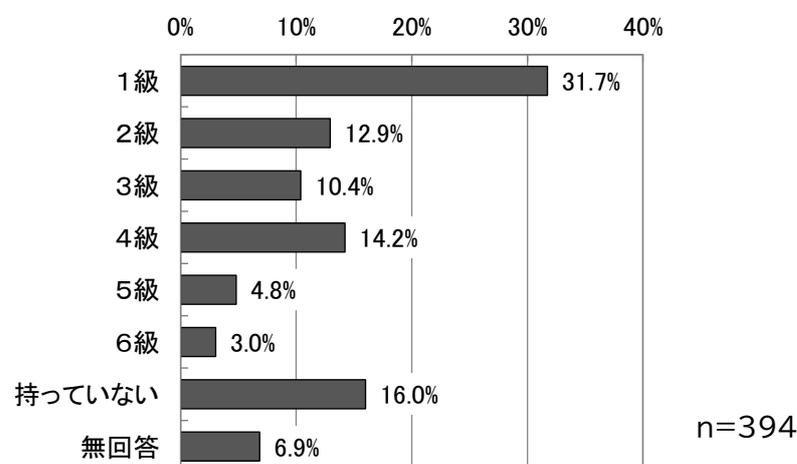


※ 合理的配慮：障がいのある人となない人との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するための措置や、均等な待遇の確保や障がいのある人の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のこと。

(6) 障がい者アンケート調査結果概要

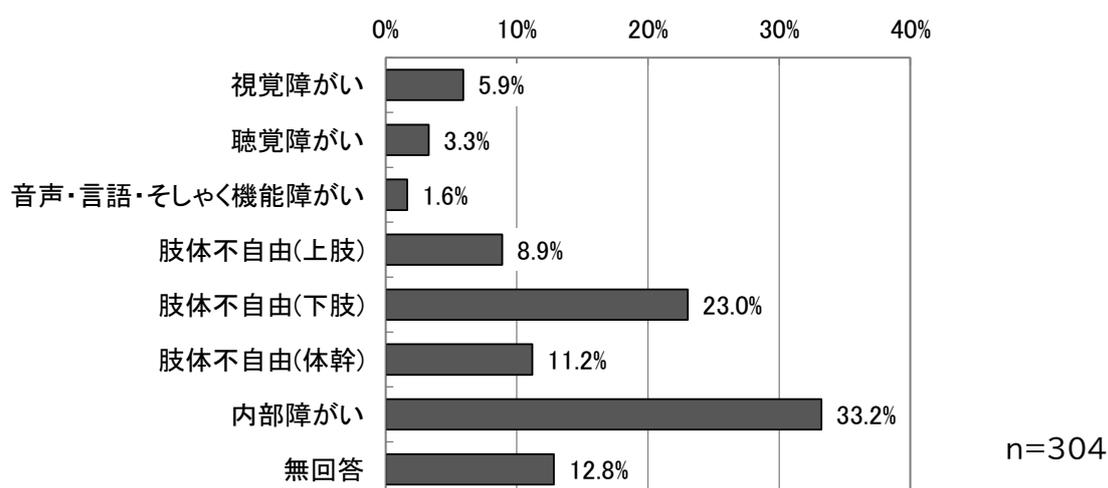
あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

身体障害者手帳を持っているかでは、「1級」が31.7%と最も多く、次いで「4級」が14.2%となっています。



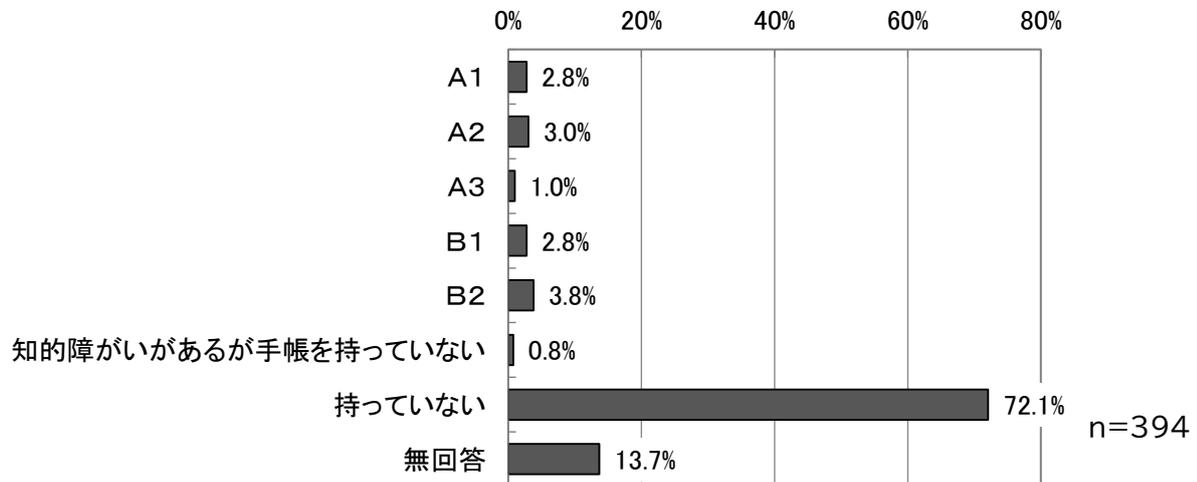
身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。

主たる障がいでは、「内部障がい（「視覚障がい」～「肢体不自由(体幹)」以外）」が33.2%と最も多く、次いで「肢体不自由(下肢)」が23.0%、「肢体不自由(体幹)」が11.2%となっています。



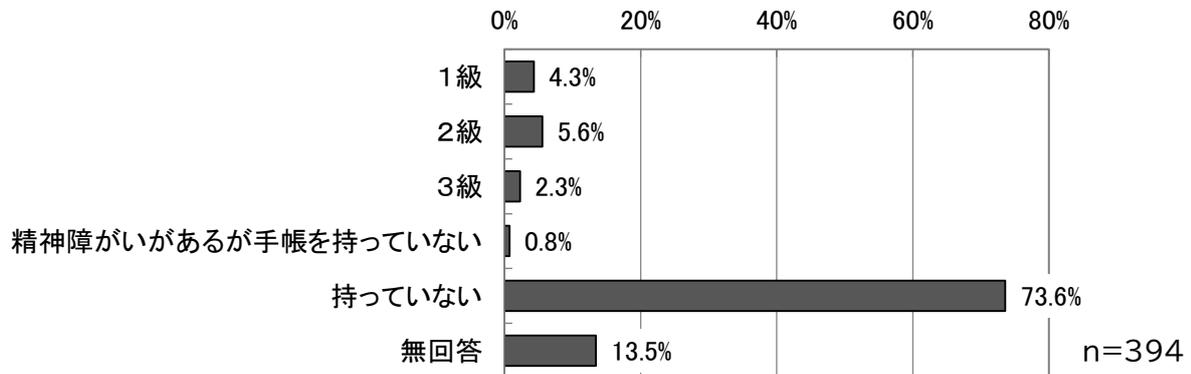
あなたは療育手帳をお持ちですか。

療育手帳を持っているかでは、「B 2」が3.8%と多く、次いで「A 2」が3.0%となっています。



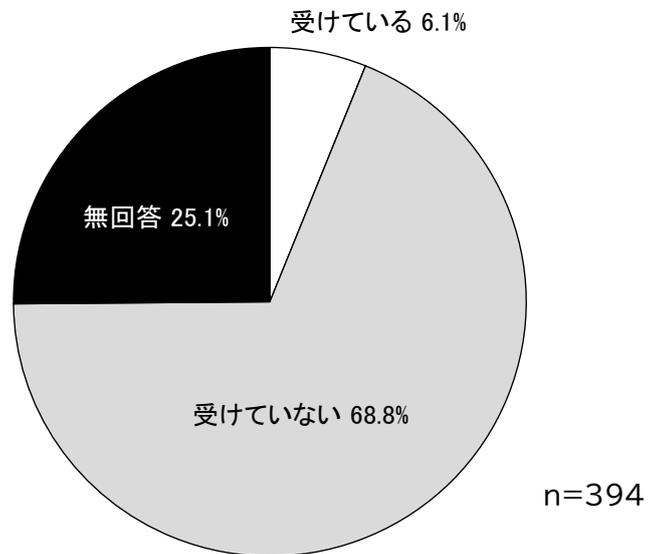
あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

精神障害者保健福祉手帳を持っているかでは、「2級」が5.6%と多く、次いで「1級」が4.3%となっています。



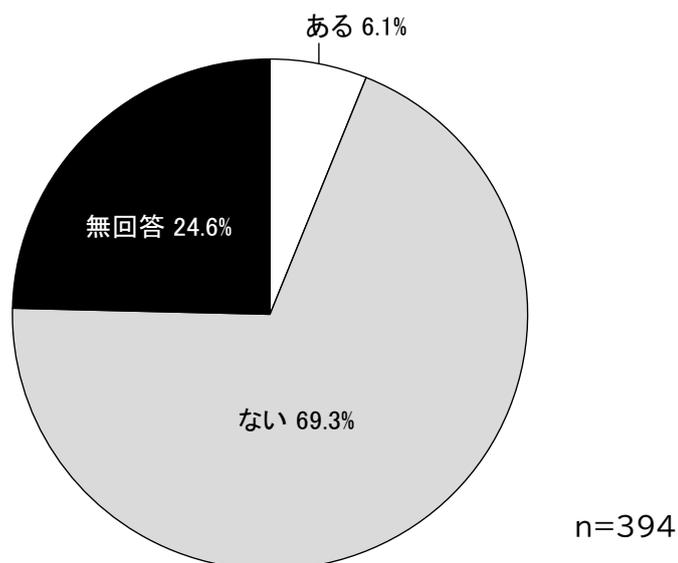
あなたは難病(指定難病)の認定を受けていますか。

難病(指定難病)の認定を受けているかでは、「受けている」が 6.1%、「受けていない」が 68.8%となっています。



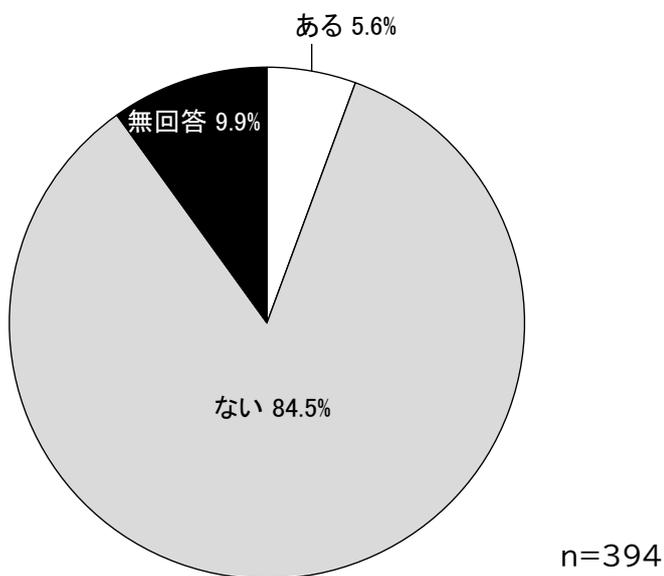
あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。

発達障がいとして診断されたことがあるかでは、「ある」が 6.1%、「ない」が 69.3%となっています。



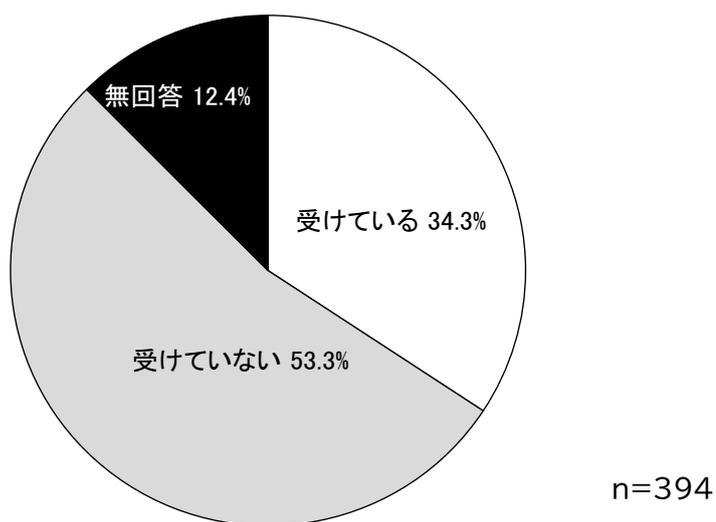
あなたは高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。

高次脳機能障がいとして診断されたことがあるかでは、「ある」が5.6%、「ない」が84.5%となっています。



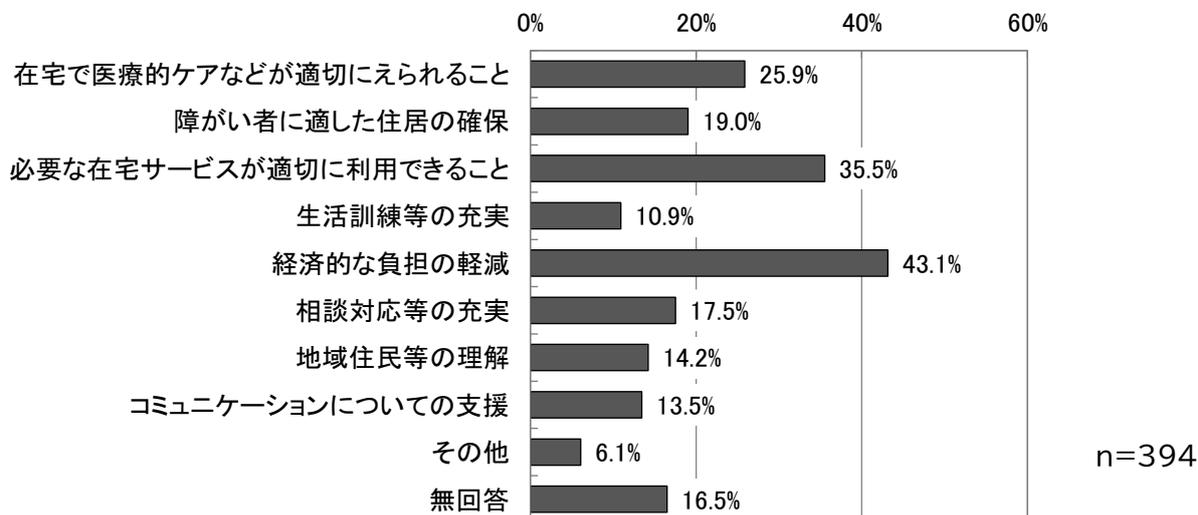
あなたは現在医療的ケアを受けていますか。

現在医療的ケアを受けているかでは、「受けている」が34.3%、「受けていない」が53.3%となっています。



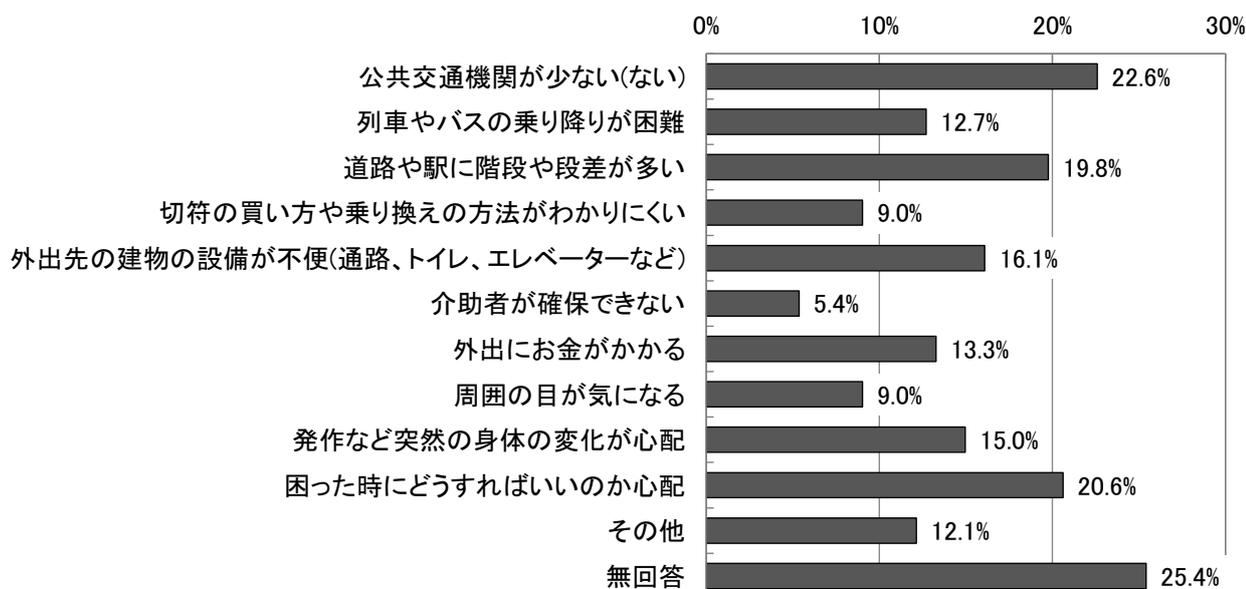
希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

希望する暮らしを送るためには、必要な支援では、「経済的な負担の軽減」が43.1%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が35.5%、「在宅で医療的ケアなどが適切にえられること」が25.9%となっています。



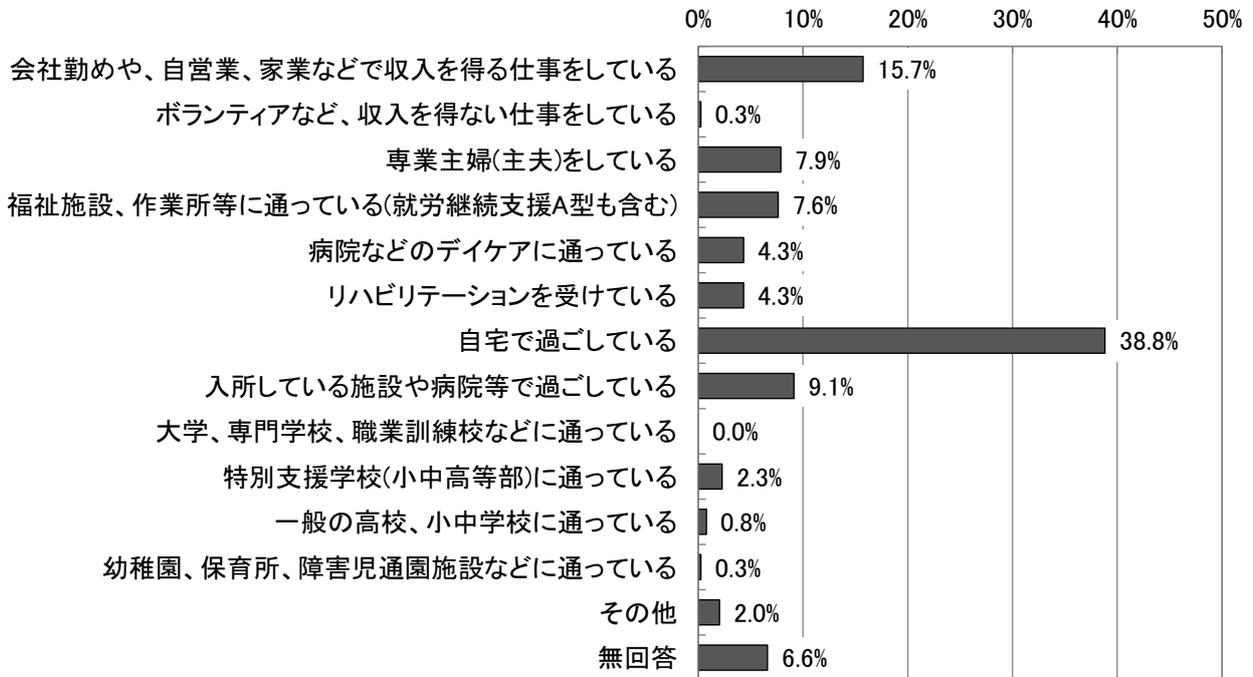
(「まったく外出しない人」以外) 外出する時に困ることは何ですか。

外出する時に困ることでは、「公共交通機関が少ない(ない)」が22.6%と最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が20.6%、「道路や駅に階段や段差が多い」が19.8%となっています。



あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

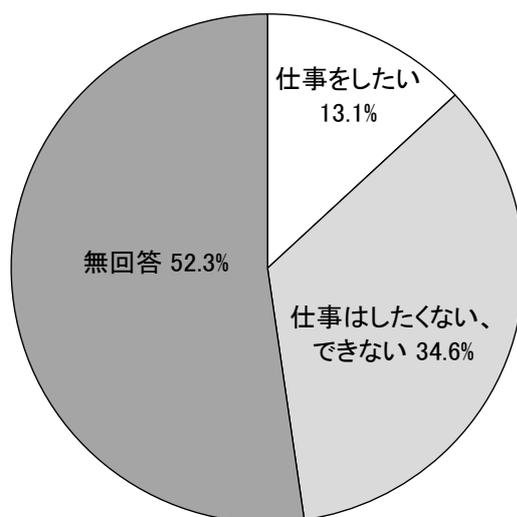
平日の日中の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が38.8%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が15.7%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が9.1%となっています。



n=394

(「働いている人」以外) あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

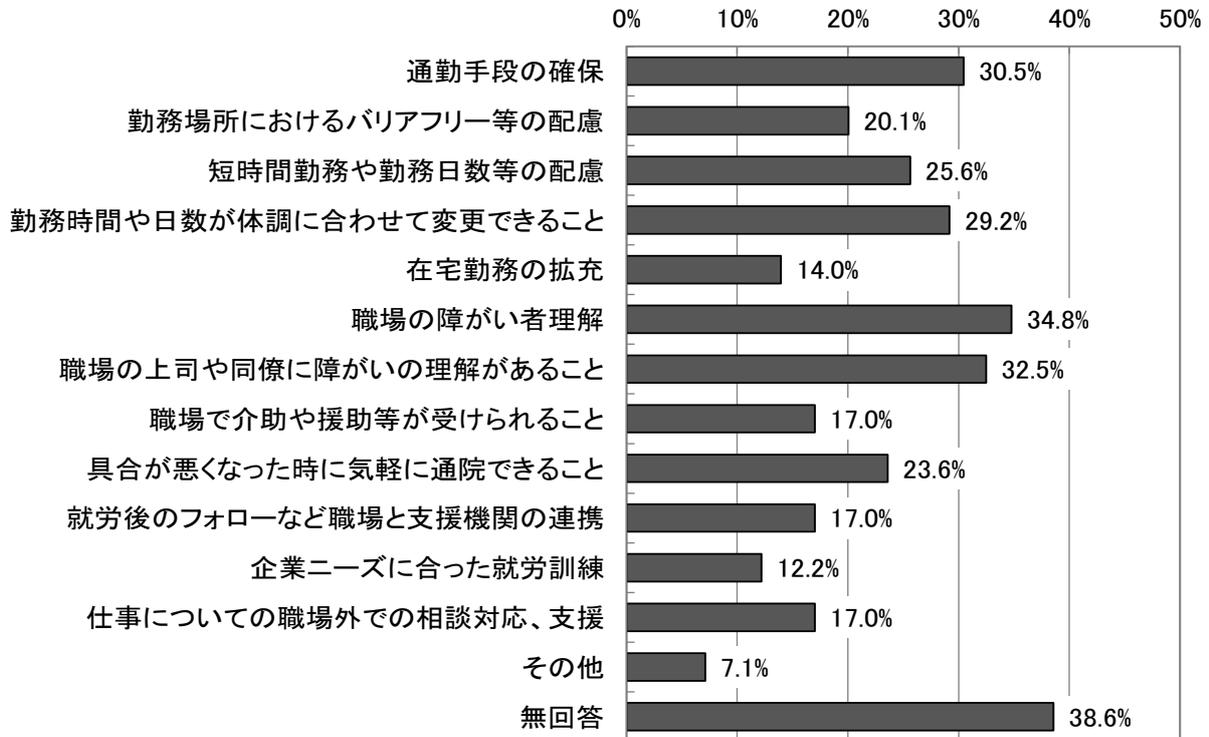
今後、収入を得る仕事をしたいと思うかでは、「仕事をしたい」が13.1%、「仕事はしたくない、できない」が34.6%となっています。



n=306

あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

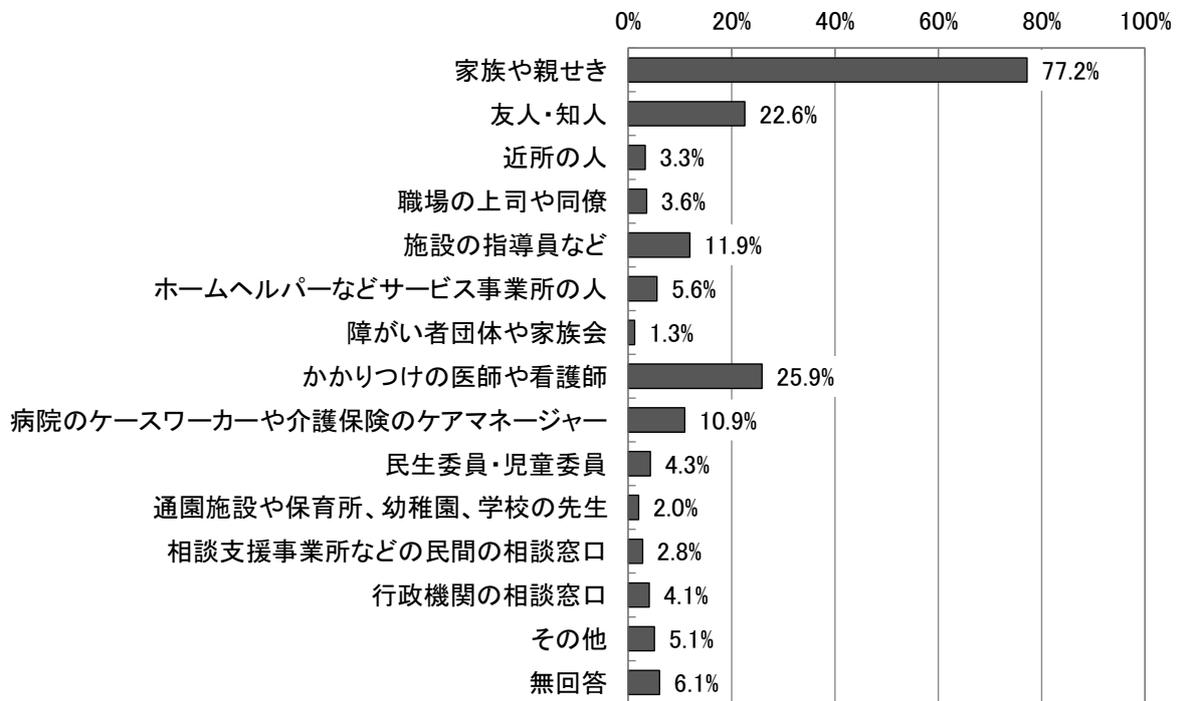
障がい者の就労支援として、必要なことでは、「職場の障がい者理解」が 34.8%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 32.5%、「通勤手段の確保」が 30.5%となっています。



n=394

あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたかに相談しますか。

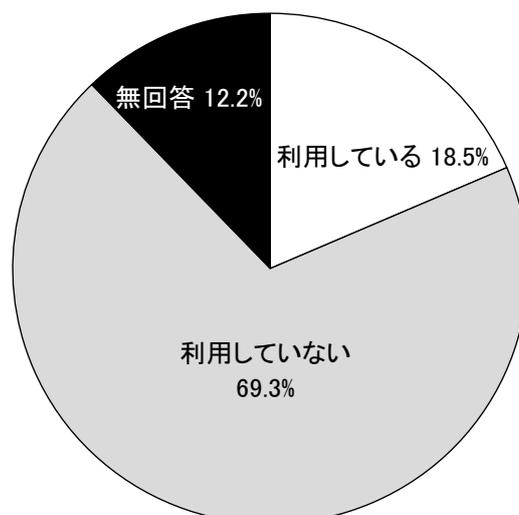
普段、悩みや困ったことの相談先では、「家族や親せき」が77.2%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25.9%、「友人・知人」が22.6%となっています。



n=394

あなたは障害福祉サービスを利用していますか。

障害福祉サービスを利用しているかでは、「利用している」が18.5%、「利用していない」が69.3%となっています。



n=394

次のサービスを利用していますか。

■現在の利用しているサービス

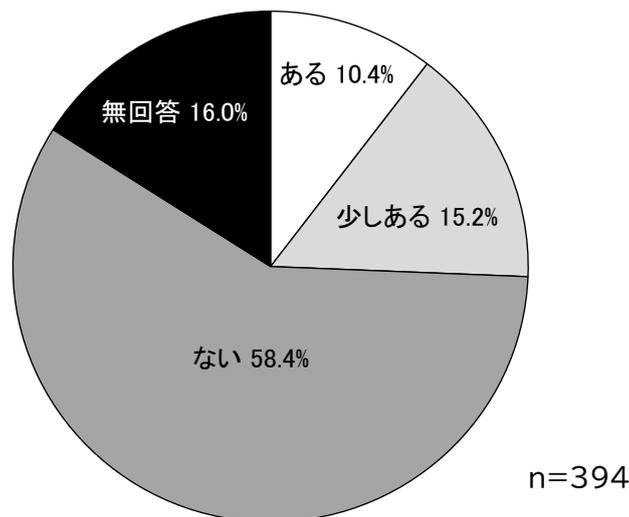
現在の利用しているサービスでは、「⑩計画相談支援」が最も多く、次いで「⑫自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「⑨生活介護」、「⑭就労継続支援（A型、B型）」となっています。

(件)

項目(度数)	利用している	利用していない	無回答	回答者数	非該当	合計
①居宅介護(ホームヘルプ)	10	34	29	73	321	394
②重度訪問介護	0	38	35	73	321	394
③同行援護	0	38	35	73	321	394
④行動援護	4	35	34	73	321	394
⑤重度障害者等包括支援	1	35	37	73	321	394
⑥施設入所支援	10	32	31	73	321	394
⑦短期入所(ショートステイ)	5	35	33	73	321	394
⑧療養介護	3	36	34	73	321	394
⑨生活介護	11	27	35	73	321	394
⑩自立生活援助	5	33	35	73	321	394
⑪共同生活援助(グループホーム)	2	33	38	73	321	394
⑫自立訓練(機能訓練、生活訓練)	13	26	34	73	321	394
⑬就労移行支援	3	33	37	73	321	394
⑭就労継続支援(A型、B型)	10	30	33	73	321	394
⑮就労定着支援	2	34	37	73	321	394
⑯計画相談支援	28	14	31	73	321	394
⑰地域移行支援	4	34	35	73	321	394
⑱地域定着支援	6	32	35	73	321	394

あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

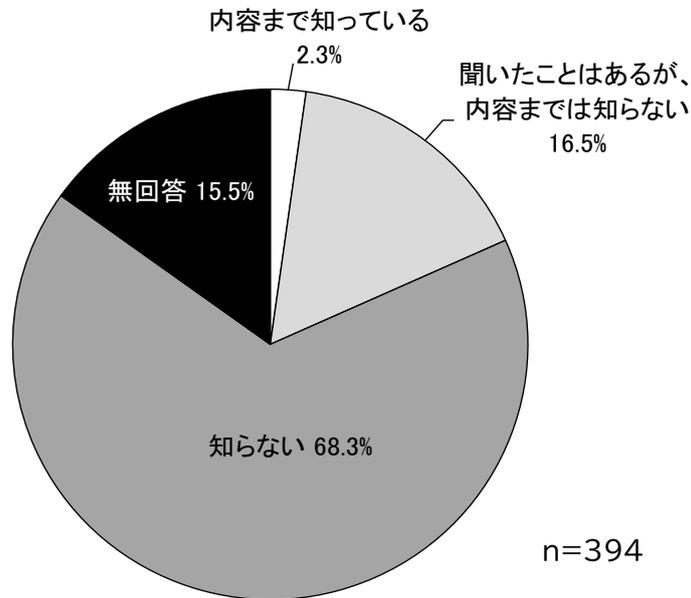
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかでは、「ある」が 10.4%、「少しある」が 15.2%、「ない」が 58.4%となっています。



あなたは、平成 28 年(2016 年)4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」という言葉をご存じですか。

「合理的配慮」という言葉を知っているかでは、「知っている」「名前だけ聞いたことがある」を合わせた『知っている』が 18.8%となっています。

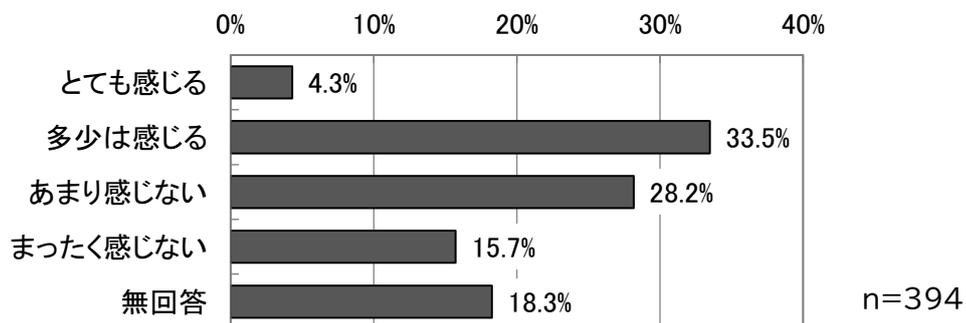
また、「知らない」が 68.3%となっています。



あなたは、地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか。

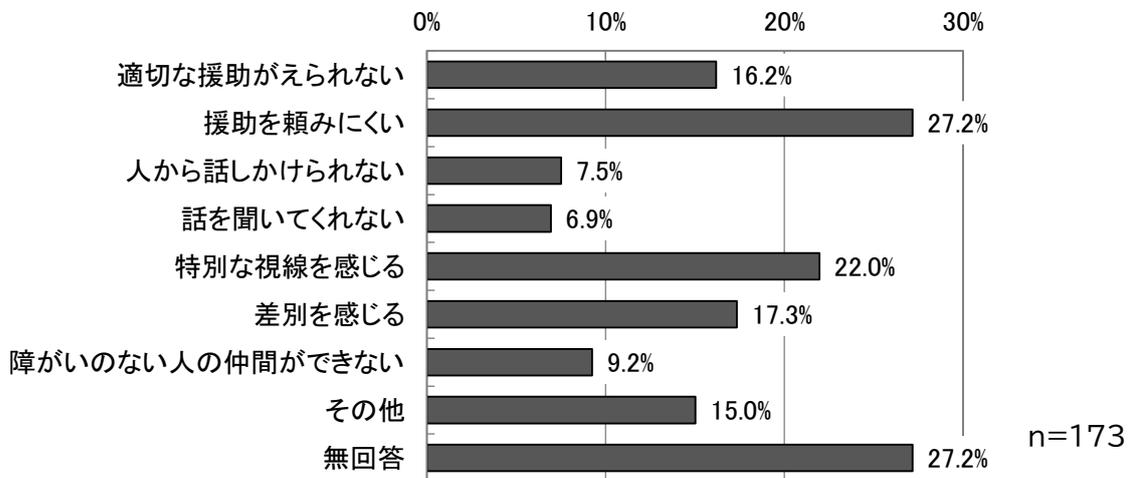
地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じているかでは、「とても感じる」「多少は感じる」を合わせた『感じる』が 37.8%となっています。

また、「あまり感じない」「まったく感じない」を合わせた『感じない』が 43.9%となっています。



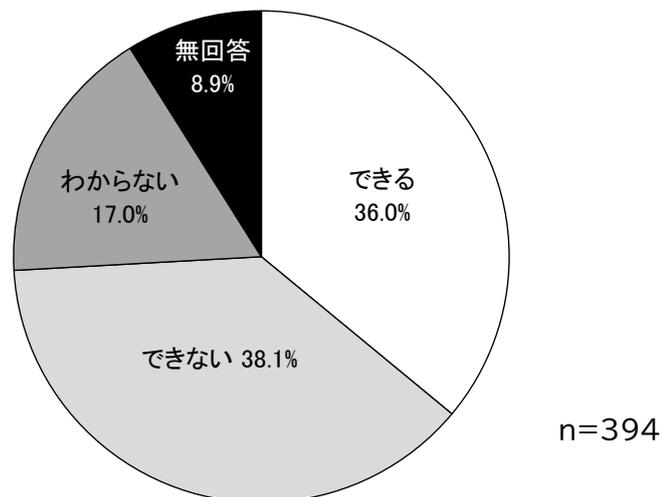
理解が深まっていないと感じる理由は何ですか。

理解が深まっていないと感じる理由では、「援助を頼みにくい」が27.2%と最も多く、次いで「特別な視線を感じる」が22.0%、「適切な援助がえられない」が16.2%となっています。



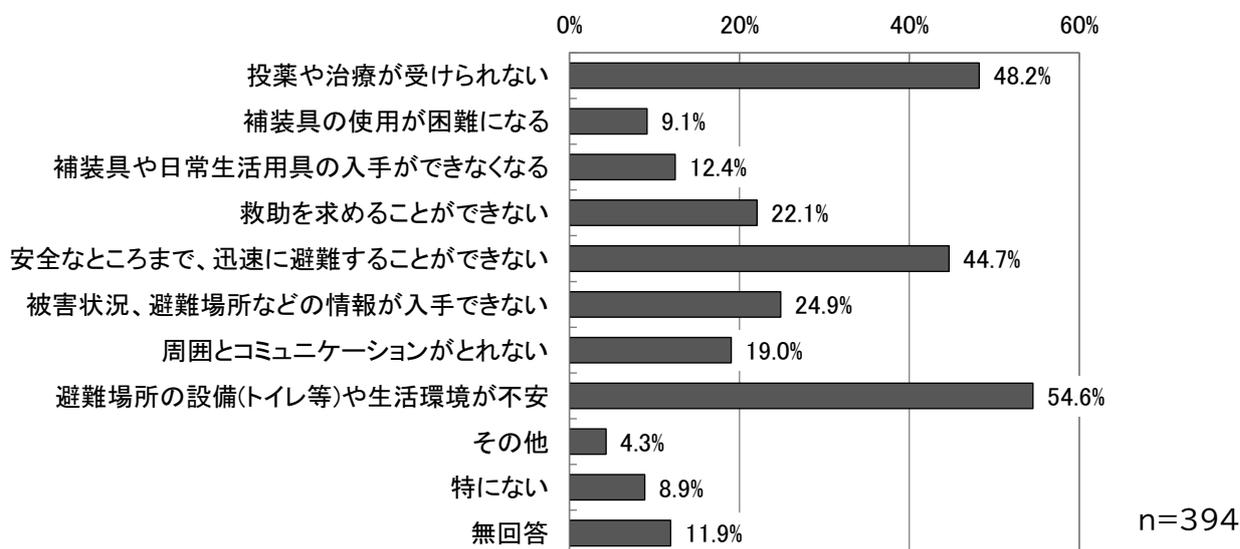
あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかでは、「できる」が36.0%、「できない」が38.1%、「わからない」が17.0%となっています。



火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

火事や地震等の災害時に困ることでは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が54.6%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が48.2%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が44.7%となっています。



第3章 計画の理念および目標

第1節 基本理念

近年、障がいおよび障がいのある人についての理解が広く浸透されつつあり、障がいのある人の福祉施策もハード・ソフトの両面から、逐年、充実整備されてきています。

本町におきましては、平成29年に「邑楽町障がい者福祉計画」を策定し、ノーマライゼーション※の考え方の普及啓発や保健・医療と福祉などが密接に連携し、障がいのある人のリハビリテーション体制の整備、そして福祉のまちづくりによる生活環境の整備などを推進しながら、障がいのある人の自立と社会参加の促進や合理的配慮に努めています。

障がいとなる要因はさまざまで、町民の誰もが直面しうるものであり、決して特定の人の問題ではありません。

また、少子高齢化社会の進行に伴う社会環境の変化や障がいの重度化・重複化などが進んでおり、高齢になり、何らかの障がいを有して生活を営む人が社会全体の中で大きな割合を占めるようになっていきます。障がいのある人を取り巻く状況や多様化するニーズに的確に対応し、障がいのある人々が、同じ社会の構成員として地域の中で自立した生活を送る「共生社会」を目指すことが重要となっています。

そこで、今後の本町における障がい者福祉行政の在り方の充実、および障がいのある人がさらに暮らしやすいまちづくりを推進し、邑楽町第六次総合計画の基本構想で定めた将来像である「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」を実現することができるよう、基本理念を前計画から踏襲し、「ともに支え合うまちづくり」とし、「誰もが地域の一員として自分らしく暮らせるまち」を目指し、各施策を推進していきます。

基本理念

ともに支え合うまちづくり

目指す姿

誰もが地域の一員として自分らしく暮らせるまち

※ ノーマライゼーション：障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念のこと。

第2節 基本目標

基本目標1 差別の解消および相互理解の推進

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、心ない視線や言動などにより、人間としての尊厳を傷つけられている障がいのある方も多く、偏見や差別といった「心の壁」の除去はとても大切であり、障がいのある方に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、障がいのある方や特別支援教育への理解、障がい者雇用の促進を図るため、様々な広報媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行います。

基本目標2 地域生活を支えるサービスや相談支援の充実

それぞれのライフステージに応じた「保健・医療および福祉が一体となった体制」を整備する必要があります。また、障がいのある方が地域で自立し、生きがいのある生活を送るために、適切な福祉サービスを展開し、住民レベルでの日常的な交流が行えるよう、積極的な支援を図っていきます。

基本目標3 安心して暮らせる保健・医療の充実

障がいの原因となるような疾病等の発生を防ぐため、そして障がいの進行を抑制するため、「早期発見体制」の充実が求められています。また、保健施策として、障がいを軽減し、自立を促進するための「健康づくりの支援」はもちろんのこと、適切な医療を受けられる体制を整備していきます。

基本目標4 創造性と個性を大切にした療育・教育の充実

障がいの早期発見・早期療育により、障がいの軽減や、機能回復を図ることが重要となっています。そのために、まず、いつでも気軽に相談できるような療育相談が必要とされています。また、教育の現場では、障がいの特性に応じた教育の場や機会を提供し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切です。保健・医療・福祉・教育等の分野でより一層の連携を図り、適切な教育を進めていきます。

基本目標5 いきいきと暮らせる社会参加や生きがいづくりの推進

生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められており、特にスポーツ・文化活動等社会参加の促進は、障がいのある方にとって生活を豊かにするとともに、地域社会との交流や理解を深める良い機会となります。

スポーツ・レクリエーション、文化活動は、生きがいのある充実した生活を送るうえで重要であり、障がいのある方の社会参加の促進や地域の人々との交流の場づくりに努めていきます。

基本目標6 人にやさしい安心で快適な生活環境の整備

暮らしやすく活動しやすいまちづくりのためには、障がいのある方や高齢者のみならず、すべての人に配慮したやさしいまちづくりを推進することが大切です。個人住宅や公共的施設等におけるバリアフリー化の推進、並びに周囲の理解などソフト面でもバリアをなくしていくことが非常に大切です。さらに、ユニバーサルデザイン[※]の推進、また、交通手段の充実は、引続き、重要な施策です。

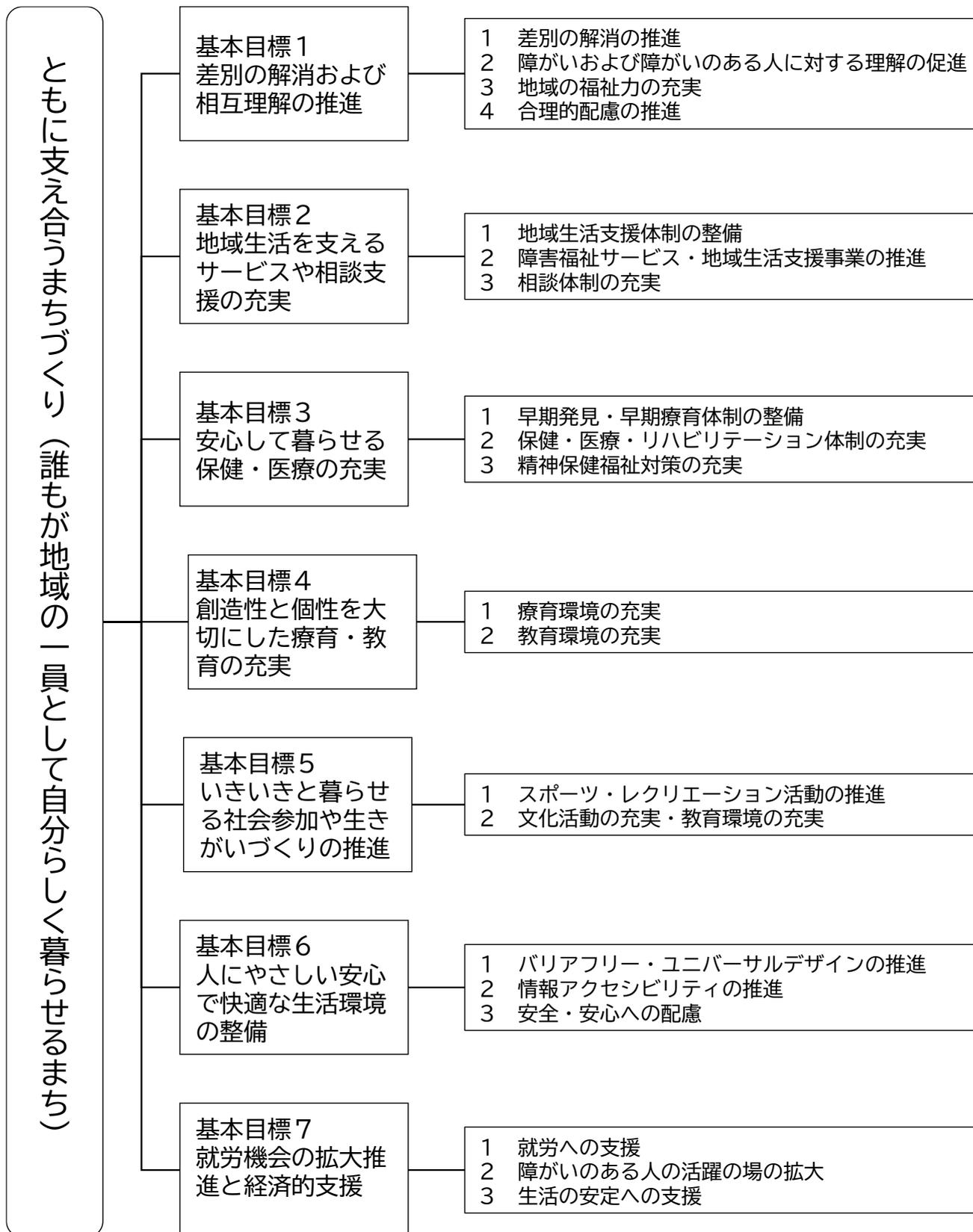
基本目標7 就労機会の拡大推進と経済的支援

障がいの特性に応じた就労の場や就労に触れ喜びを感じられる機会を提供し、関係機関とより一層の連携を図ります。また、一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め障がいのある方一人一人の働く意欲を尊重し、必要に応じ適切な育成を進め、働く場の確保を図ります。

また、就労する周囲の人への理解にも取り組めます。

※ ユニバーサルデザイン：特別な製品や調整をすることなく、可能な限りすべての人々に利用しやすい製品、サービス、環境のデザインのこと。

第3節 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 差別の解消および相互理解の推進

施策1 差別の解消の推進

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

令和2年9月に障害者手帳を持っている人に実施した「福祉に関するアンケート調査」によると、「障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。」という設問では、「ある」と「少しある」という回答を合わせた、差別や嫌な思いをしたことがある人は25.6%と4人に1人が回答しています。

障がいのある人に対する理解と協力を促進し、「心の壁」を除去する啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、広報紙やホームページなどの広報媒体や各種行事を活用した積極的な活動を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人が虐待や差別などから守られ、自らの権利を行使しながら、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すとともに、障がいの有無により分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて制定された「障害者差別解消法」(平成25年制定、平成28年施行)に基づき、障がいを理由とした差別の解消について広報紙やホームページなどによる周知に取り組めます。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 障害者差別 解消法の浸透	社会全体で差別の解消や合理的配慮の提供の取組みが展開されるように、障害者差別解消法の周知に努めます。特に、福祉や教育、保健、医療等、障がいのある人と接点の多い事業所等への周知徹底に努めます。
(2) 成年後見制 度等の利用促進	社会福祉協議会と連携し、意思表示や判断能力が不十分な知的障がいや精神障がいのある人等の権利を擁護するため、成年後見制度の周知および利用促進を図るとともに、町民後見人の育成に努めます。
(3) 虐待の防 止・早期発見	障害者虐待防止法の周知に努めるなど、虐待に関する町民への正しい理解の普及に努めます。
	関係機関との連携とともに、地域による日常的な見守り支援などを組み合わせ、障がいのある人に対する虐待防止・早期発見に努めます。
	障がい者虐待に関する相談や通報の受付などの対応の向上に努めるとともに、広域での連携を視野に、障害者虐待防止センターの設置に向けた検討を進めます。

施策2 障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進

【現状と課題】

障がいのある人と共に暮らす、共生社会（ノーマライゼーション）を目指して、障がいに対する正しい知識の普及を推進することで、町民の障がいのある人への理解を促進する必要があります。

障がい者アンケート結果では、「地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか。」という設問では、「とても感じる」、「多少は感じる」を合わせた『感じる』と回答した人が37.8%、「あまり感じない」、「まったく感じない」を合わせた『感じない』と回答した人が43.9%となっています。

なお、「感じない」と回答した人の理由としては、「援助を頼みにくい」が27.2%と最も多く、次いで「特別な視線を感じる」が22.0%、「適切な援助がえられない」が16.2%となっています。

障がいのある人への深い理解を促すため、広報・啓発活動の充実を図り、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを目指していくことが必要です。

【施策の方向性】

身体障がいや知的障がいへの理解とともに、内部障がいや精神障がい、難病の方など、援助や配慮が必要なことが外見からは分からない障がいも含め、障がいについての正しい知識の普及・啓発を行います。そして、障がいの有無で区別されることなく社会生活を共にする完全参加の促進に努めます。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 広報・啓発活動の推進	障がいや障がいのある人に対する関心が高まり、理解が深まるような特集を組むなど、広報紙やホームページ等の内容の充実を図ります。
(2) 交流事業の充実	<p>「邑多福まつり」や障害者福祉月間中に行われる「福祉パレード」の開催など、各種行事を引続き実施します。</p> <p>各種イベント、行事には、障がいの有無にかかわらず、多くの町民が参加するように、周知活動や参加支援体制の充実を図ります。</p>
(3) 児童・生徒を対象とした福祉教育の充実	中学生のボランティア活動の促進や総合的な学習の時間を利用した福祉教育など、児童・生徒の発達段階に応じた福祉教育を実施します。
(4) 生涯学習活動等を通じた福祉教育の充実	<p>地域住民の交流拡充や支え合い活動につながるように、障がいのある人とボランティアとの参加による障がい者青年学級等の充実を図ります。</p> <p>各種講座やイベントに障がいのある人が参加しやすくなるように、受入れ体制の充実に努めます。</p>

施策3 地域の福祉力の充実

【現状と課題】

少子・高齢化が進む中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくために、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスの提供（利用）だけでなく、ボランティア活動など町民参加による「支える人づくり」の振興を図り、みんなで支え合う地域づくりを進める必要があります。

令和2年9月に障害者手帳を持っていない町民を対象に実施した「福祉に関するアンケート調査」（以下、町民アンケート結果という。）の結果では、「今後、障がいのある人に対するボランティア活動をしたいと思うか。」という設問では、「ぜひ参加したい」、「機会があれば活動したい」を合わせた『参加したい』が39.0%となっており、「あまり活動したくない」が10.6%、「わからない」が44.2%となっています。なお、「参加したい」と回答した人は、「福祉施設等への訪問、手伝い」、「災害時の避難や救助」、「イベントの手伝い」という回答が多くなっています。

地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスを提供するとともに、ボランティア活動など町民参加による地域福祉活動の振興を図り、みんなで支え合う地域づくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人に関する福祉施策の推進にあたり、日常生活自立支援事業やボランティアセンターの運営などで重要な役割を果たしている社会福祉協議会と引続き連携していきます。

また、障がい者団体や家族会の活動、障がい者福祉に関する様々な活動の振興を図り、地域の町民の理解と協力に基づく支援体制の充実に努めます。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 関係機関・団体との連携	社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、地域福祉の推進に貢献する関係機関と会議等を通して意見交換を行うなど、今後も連携した取組を推進します。
(2) 支え合いや助け合いの促進	障がいのある人が困っているときに声をかけるなど、日常生活の中での支え合いや助け合いの促進を図ります。
(3) ボランティア活動等への参加促進および活動支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等への参加促進および活動支援に努めます。NPO団体についても、活動支援を行います。 障がいのある人へのボランティア活動等が充実するように、個別のプログラムの開発等を検討します。

施策4 合理的配慮の推進

【現状と課題】

「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には障がいのある人に対する合理的配慮が義務化されました。障がいのある人が日常生活や社会生活を送るための妨げとなる、様々な社会的障壁の除去のための合理的配慮はとても重要な取り組みです。

町民アンケート結果および障がい者アンケート結果における「合理的配慮」の認知度は、「内容まで知っている」、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」を合わせた「知っている」と回答した人は、町民アンケートで22.1%、障がい者アンケートで18.8%となっています。

今後も、事業者などに周知すると共に、障がいのある人の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

共生社会を実現するため、日常生活や社会生活における障がいのある人等の活動の制限や、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くよう、合理的配慮の推進に努めます。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) サービス提供体制の向上	町職員および委託事業者の職員等に対して、障害者差別解消法の周知徹底を図るとともに、障がいのある人の人権や障がい特性に応じた対応の仕方などに関する研修等の実施に努めます。
	サービス等の利用など各種手続きにあたって、関連する担当課が連携して情報を共有し、利用者の負担軽減を図ったり、コミュニケーションがとりやすい環境改善を図ったりするなど、行政サービスの向上に努めます。
(2) 障がいのある人の意見を反映する仕組みづくり	障がいのある人への合理的な配慮がまちづくりにおいて反映されるよう、アンケート調査や各種審議会等への参加促進に努めます。
(3) 選挙における配慮	障がいのある人が自らの意思に基づき投票できるように、候補者情報の提供や投票所における環境整備に努めます。

基本目標2 地域生活を支えるサービスや相談支援の充実

施策1 地域生活支援体制の整備

【現状と課題】

障がいのある人が、地域においてその人らしく生活を送るためには、一人一人のニーズに対応した、多様なサービスが用意される必要があります。また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

町民アンケート結果では、邑楽町としてこれから、障がいのある人のために必要な施策として、「ホームヘルプサービス（居宅での介護など地域で暮らせるような福祉サービス）を充実させる」という回答が2割以上あり、障害者手帳を持っていない町民の方も地域での支援が必要と回答しています。

今後も、本町の特性や利用者の状況を考慮して、創作的活動や生産活動などの機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業を実施していくことが必要です。

【施策の方向性】

事業者との連携強化や館林市および邑楽郡5町との広域連携による研究、検討を重ね、障害福祉サービスの提供基盤の充実を図るとともに、地域生活支援体制の充実や本町の地域特性および利用者の状況を考慮して、創作的活動や生産活動などの機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業の推進に努めます。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 地域生活支援体制の整備	各種サービスのニーズを把握しながら、事業者等との連携強化や日中活動の場の充実など、サービス提供体制の充実に努めます。
	安心して福祉サービスを利用できるよう、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を周知します。
	1市5町の広域連携により、地域生活支援拠点の整備や相談支援など、効果的、効率的なサービス提供体制の整備に努めます。
(2) 高齢で障がいのある人への支援体制の整備	高齢で障がいのある人が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、担当係との連携を強化し、障がいの特性やこれまでの生活を考慮したサービスの提供に努めます。
(3) 重度障がいや医療的ケアへの支援環境の整備	重度の障がいや医療的ケアが必要な障がいのある人の支援にあたっては、関係機関と連携を図り、情報の把握に努めながら、県および他市町村の取組等を参考にして支援体制の整備に努めます。

施策2 障害福祉サービス・地域生活支援事業の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、介護にあたる家族などの負担を軽減するとともに、障がいのある一人一人の多様なニーズに応えられる福祉サービスの質、量の充実を図る必要があります。

障がい者アンケート結果では、障がい福祉サービスを利用している人は18.5%と利用率は2割以下となっています。

また、利用しているサービスとしては、「計画相談支援」が最も多く、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が続いています。

今後も、障がいのある人が地域で生活するための住居の確保やいつも安心して相談できる場の提供と、必要な時に適切な質や量の福祉サービスが受けられるよう対応していきます。

【施策の方向性】

障害福祉サービスおよび地域生活支援事業等については、邑楽町障害福祉計画・邑楽町障害児福祉計画に基づき、これらの障害福祉サービスの円滑な実施と必要なサービスの見込量の確保供給を図ります。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 訪問系サービスの整備	「居宅介護」をはじめ、「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」について、サービス提供事業者の確保に努めるとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。
(2) 日中活動系サービスの整備	「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援」について、町内および近隣市町内の事業所と連携しながら、各サービスの充実に努めるとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。
(3) 居住系サービスの整備	「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」について、町内および近隣市町内の事業所と連携しながら、各サービスの充実に努めるとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。

施策名	施策内容
(4) その他の障害福祉サービス	「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」「自立生活援助」について、各相談支援事業所との連携・調整に努めるとともに、対象者の把握を行い、適切な相談支援の実施に努めます。
	「補装具費の支給」については、制度のさらなる周知徹底を図るとともに、対象者が適切に制度を利用できるよう必要な情報提供を行います。
	「自立支援医療」については、より多くの方が制度を利用できるよう周知徹底を図るとともに、適切な医療を提供できるよう医療機関との連携に努めます。
(5) 地域生活支援事業	「障害者相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」などの必須事業について、各サービスの周知・充実を図ります。
	「日中一時支援事業」「身体障害者自動車改造費補助事業」などの任意事業について、各サービスの周知・充実を図ります。
(6) 移動支援の充実	一人一人の障がいの状況に応じた外出支援が行えるよう、ガイドヘルパーの養成講座の参加促進等を行い、資質向上に努めます。
	移動にかかる経済的負担の軽減につながるように、タクシー券の交付やバス・鉄道等の運賃割引制度、有料道路の割引等の周知に努めます。
	介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業を展開する中で、外出・移動支援について、社会福祉協議会と協力しながら調査研究を行います。また、公共バスについては、館林都市圏地域公共交通計画に基づき、町内路線の結節点、経路等の改善を図ります。

施策3 相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人の自己決定を尊重し、地域で生活する障がいのある人を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。ライフステージに応じた身近な相談支援体制の構築を図るとともに、ニーズの把握は、福祉資源・サービスの活用や福祉施策へ反映させるためには欠くことができません。日々の相談業務などから障がいのある人のニーズを的確に把握し、様々な障がい種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図る必要があります。

障がい者アンケート結果では、「悩みや困ったことの相談先」としては、「家族や親せき」が77.2%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が25.9%、「友人・知人」が22.6%となっており、行政機関の相談窓口や相談支援事業所等の回答は5%以下となっています。

今後も、障がいのある人や家族等に対する相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行う必要があります。

また、障がいのある人が地域で安心して生活するためには、本人や家族の意思を尊重し、必要な福祉サービスなどの支援につなげる役割を果たす相談支援が重要です。

【施策の方向性】

町の窓口においては、相談者とサービス提供事業者をつなぐコーディネーターとしての役割を果たせるようサービス提供事業所との連携を強化し、相談者の課題解決や不安の解消に努めます。

【町の取組】

施策名	施策内容
<p>(1) 総合的な相談支援の推進</p>	<p>障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、個人情報に留意しながら、各種相談機関や相談員等との連携強化を図ります。</p>
	<p>福祉サービスをはじめとする生活全般にわたる総合的な相談支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助やサービス等利用計画の作成が充実するよう、相談支援を担う人材の資質向上に努めます。</p>
	<p>障害者相談支援センターや障害者就業・生活支援センターなど、各相談機関の情報を広く周知し、より相談しやすい環境づくりに努めます。また、地域生活を支援する観点から、消費者相談窓口などの周知に努めます。</p>
	<p>館林市および邑楽郡5町では、緊急時の受入体制の整備に努めます。また、基幹相談支援センターの設置について広域的な連携を視野に検討を進めます。</p>

基本目標3 安心して暮らせる保健・医療の充実

施策1 早期発見・早期療育体制の整備

【現状と課題】

各種健（検）診および健（検）診後の指導を充実し、障がいの要因となる疾病の予防と早期発見に努めるとともに、妊娠中からの支援体制の強化、乳幼児健康診査、発育発達相談の充実にも努め、早期療育の体制整備を進めていく必要があります。

障がい者アンケート結果では、「医療的ケアを受けているか」という設問では、34.3%の人が「受けている」としています。

また、「希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思うか」という設問では「在宅で医療的ケアなどが適切にえられること」という回答が25.9%となっています。

今後も、健（検）診等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、早期に適切な保健医療サービスに結び付けられる体制の整備を図り、障がいのある人が安心して生活できるように努める必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある子どもの早期療育に向けて、障がいの早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健および学校保健施策などを実施し、特に乳幼児期・児童期等における発達障がいの早期療育に努めます。

また、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 健康教育や特定保健指導等の充実	生活習慣病等の予防のため、健康教室や特定保健指導を引続き実施するとともに、より多くの町民が参加するように、事業の周知および内容の充実を図ります。
(2) 母子保健相談指導、各種保健指導の充実	生活習慣病等の予防のため、健康教室や特定保健指導を引続き実施するとともに、より多くの町民が参加するように、事業の周知および内容の充実を図ります。 障がいの発生予防および早期発見のため、妊産婦健診や乳幼児健診の周知・啓発に努めるとともに、健診内容の充実を図ります。受診が困難な乳幼児については、訪問などを通じ、発達や疾病の確認ができるよう努めます。 未熟児養育医療制度および福祉医療費支給により、医療費の負担軽減を図ります。
(3) 各種健(検)診の充実	乳幼児健診事業や特定健診などの健診事業を引続き実施し、より多くの町民が参加するように、事業の周知・啓発および受診しやすい体制づくりに取組みます。また、治療が必要な場合は適切な医療につなげられるよう支援します。
(4) 健康づくりへの意識啓発	広報紙や各種講座等を通して、健康づくりへの意識の高揚や啓発を促進します。
(5) 障がいのある人への配慮	健康づくりに関する情報提供や、健康教室や各種健(検)診等の実施にあたっては、障がいのある人への配慮を行います。

施策2 保健・医療・リハビリテーション体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が安心して適切な保健・医療サービスを受けられるよう、保健・医療に関する情報提供を推進するとともに、体制の整備を図ることが必要です。

本町では、町内外の関係機関と連携しながら、太田・館林保健医療圏域の地域リハビリテーションセンターや県内外のリハビリテーション施設、病院でのリハビリテーション機関、また、介護保険施設等でもリハビリテーションのサービスを提供しています。

町民アンケート結果では、「町としてこれから、障がいのある人のために、特にどのような施策に力を入れる必要があるか」という設問では、「病気や障がいの早期発見、予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育を進める」という回答が40.7%となっています。

今後も、疾病の早期発見のための健診や各種がん検診、健康づくりを支援するための健康教育や健康相談を実施していくことが重要です。

【施策の方向性】

障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、保健・医療に関する情報提供に努めるとともに、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費負担軽減の周知を図り、保健・療育・医療体制の整備に努めます。

関係医療機関や訪問看護ステーションと連携し、障がいの程度やライフステージに応じたリハビリテーション医療の充実を図っていきます。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 障がい者医療の充実	医師会や町内医療機関等と連携し、地域医療体制の強化を図ります。
	県や医師会などの関係機関と連携して、障がいのある人が安心して医療機関を利用できるような環境づくりについて検討します。
	障がいの特性にあった適切な医療が受けられるよう、専門病棟やリハビリテーションなどの広域的な医療サービスの情報提供に努めます。
(2) 医療費の負担軽減	重度心身障がい者（児）等の医療費助成や、自立支援医療により、医療費の負担軽減を図ります。
(3) 地域リハビリテーションの充実	保健・福祉・医療の連携を図り、県の指導のもと、地域リハビリテーションの充実に努めます。
	太田・館林保健医療圏域の地域リハビリテーション広域支援センターの周知・普及を図ります。
	介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実に努めます。
(4) 難病患者の支援体制の推進	保健所等の専門機関との連携や指導を求めながら、難病患者の生活の質の向上と家族の介護負担の軽減を図る取組を検討します。

施策3 精神保健福祉対策の充実

【現状と課題】

近年の社会環境の急激な変化に伴い、日々の生活や仕事の中で、不安や悩み、ストレスを抱える人が増加しています。

町民がこころの健康の保持・増進ができるよう、また、早期からいつでも相談ができるように専門の相談員を配置するなど、相談体制の充実と関係機関の連携を図っていく必要があります。

障がい者アンケート結果によると、「地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じるか」という設問の回答を障がい種別で見ると、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、60%近くの人が「あまり感じない」、「まったく感じない」と回答し、他手帳所持者に比べ多くなっています。

精神障がいのある人が積極的に社会に参加し、安定した地域生活を送るには、保健・医療・福祉・教育・労働などの各分野に渡る総合的な支援が必要です。

【施策の方向性】

精神保健に関する正しい知識の啓発に努め、家族の支援も含めた包括的な支援が行えるよう、関係機関のさらなる連携を深め、各施策を進めていきます。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 精神疾患に関する普及・啓発の推進	精神障がいのある人に対する正しい理解と社会参加を促進するため、広報紙や講演会などによる啓発を行います。
(2) 相談支援の充実	相談支援事業所の相談支援専門員などによる相談支援や福祉サービスの情報提供体制の充実を図ります。 精神障がいのある人が地域で暮らしていくことができるように、医療機関や家族会等との連携に努めます。
(3) こころの健康づくりの促進	こころの健康づくりに関する理解が深まるよう、講演会の開催や地域組織へ働きかけるなど、啓発活動を継続します。 精神科医によるこころの健康相談の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりに努めます。保健福祉事務所が実施するストレス・こころの相談についても周知に努めます。 こころに不安をもつ児童・生徒が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図ります。 自殺対策基本法に基づき、自殺予防の取組を推進します。 自殺予防講演会の開催や相談体制の充実、ゲートキーパー※の養成、関係課と連携した取組により、自殺予防対策を推進します。

※ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、

必要な支援につなげ、見守ること)ができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる。

基本目標4 創造性と個性を大切にした療育・教育の充実

施策1 療育環境の充実

【現状と課題】

成長発達期にある障がいのある子どもは、早期に発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

また、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談等支援体制の充実に努める必要があります。

本町では、保育園や幼稚園において障がいのある子どもの受入れや、巡回支援専門員を配置し、保育現場等の巡回を行うなど、障がいのある子どもの療育・保育の充実に努めています。

今後は、どの障がいにも対応できるサービスの提供および障がいのある子どもの個々の特性に応じた適切な療育・教育のために、支援に関わる関係者と連携し継続的な相談支援体制の整備が必要です。

【施策の方向性】

療育に関する相談は、多様化・複雑化している傾向にあることから、より適切に対応するため、関係機関の更なる連携体制の強化を図り、情報の共有に努めます。

また、障がいのある子どもの個々の特性に応じた適切な療育・教育のために、支援に関わる関係者と連携し継続的な相談支援体制により、健全な成長を支えます。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 保育内容の充実	障がいのある子どもの心身の発達や、障がいに対する理解促進を目的に、保育園等での円滑な受入れを推進します。
	保育士等職員の資質向上を促すとともに、人員の適正配置を進めます。
	保育園や幼稚園等に巡回支援専門員を巡回させ、職員や保護者等への適切な助言や指導を行います。
(2) 療育内容の充実	教育・福祉・保健・医療をはじめとする関係機関と連携し、個人情報に配慮しながら支援情報の共有を図り、ライフステージの移行期に引継がれる仕組みの構築に努めます。
	障がいのある子どもの身近な療育の場として、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の充実に努めます。
	障がいのある子どもが希望する地域生活を実現できるように、障害児支援利用計画をもとに、障害児通所支援事業（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）や障害福祉サービスの利用支援を引続き実施します。

施策2 教育環境の充実

【現状と課題】

障がいのある児童・生徒の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくための支援を充実させ、本人・家族の意向を尊重しつつ、教育的ニーズをしっかりと踏まえたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

町民アンケート結果では、「町としてこれから、障がいのある人のために、特にどのような施策に力を入れる必要があるか」という設問では、「学齢期等において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める」という回答が30.1%となっています。

今後は、小学校以上の児童に対しては、障がいの種別に応じた教育を受けられるよう、特別支援教育における指導の充実を図るとともに、通常の学級では、学習効果が表れにくい子どもに対して、個々に応じた個別的・集団的な教育やインクルーシブ教育（一般教育制度から排除されずにその中で支援を受ける）等が実施できるよう各関係機関と連携していくことが必要です。

【施策の方向性】

誰もが地域で共に育ち、学ぶことができる環境整備や教員、教育補助員等の障がいに対する理解を深め、専門性の向上を図ります。

また、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある児童・生徒に対し、居宅を訪問しての発達支援の提供や医療的ケアを必要とする障がいのある児童・生徒が適切な支援を受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

【町の取組】

施策名	施策内容
<p>(1) 特別支援教育の充実</p>	<p>教育・福祉・保健・医療等の各分野が定期的に情報交換を行い、適切な指導および必要な支援に努めます。</p>
	<p>特別支援学級を必要とする児童の実態について、保育園や幼稚園などからの情報収集や保護者のニーズの把握に努めます。</p>
	<p>障がいのある児童・生徒の教育（特別支援教育）担当教員の専門知識や技術を高め、指導力および資質の向上を図ります。</p>
	<p>障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育が行えるように、指導計画、支援計画を作成し、就学指導を実施します。</p>
	<p>障がいのある児童・生徒が安全に安心して教育を受けられるよう、衛生面や安全面など、学校の施設および設備の充実に引き続き努めます。</p>
<p>(2) インクルーシブ教育システムの構築</p>	<p>障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶ機会が拡充するように、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、受入体制の充実や教育環境の整備を図ります。</p>

基本目標5 いきいきと暮らせる社会参加や生きがいづくりの推進

施策1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、スポーツやレクリエーションは、体力の維持や向上につながるだけでなく、その活動を通して楽しいひとときを過ごすことで生活の質の向上につながります。

障がいのある人がスポーツやレクリエーションなどを楽しめるよう、関係機関と連携し、必要な配慮や環境整備を行うとともに、活動の場の提供に努める必要があります。また、地域社会との交流や理解を深めるため、社会活動へ気軽に障がいのある人が参加できるような環境整備を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

障がいの有無にかかわらず一緒に活動できるスポーツの種目の普及や、障がいのある人が参加しやすいスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、障がいのある人の社会参加やコミュニティの構築につながるよう、今後も努めていきます。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 障がい者スポーツ・レクリエーション活動の充実	障がいのある人の健康保持・増進を図るため、関係各課と連携し、障がいのある人向けの運動教室や2021年の東京パラリンピックの開催と関連つけた事業などについて検討します。
	障がいのある人が楽しみながらスポーツ活動を通じて多くの人と交流できるように、障がい者スポーツ大会等の周知や参加の支援を行います。
(2) 多様な活動への参加支援体制の整備	障がいのある人が安全に安心して活動に参加できるように、指導者や支援者の確保・育成や、公共のスポーツ施設等の整備に努めます。

施策2 文化活動の充実・教育環境の充実

【現状と課題】

障がいのある人の生活をより豊かにし、自立と社会参加を促すために、文化活動への参加は重要です。

障がいのある人が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現し、文化活動が楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努める必要があります。

また、地域社会との交流や理解を深めるため、あらゆる文化活動への障がいのある人の参加を促進していく必要があります。

【施策の方向性】

障がいのある人が積極的に学習活動に参加でき、多様な学習ニーズに応えられるよう学習機会や関連情報を提供するなど、学習活動の機会拡充に努めます。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 文化活動の充実	学習ニーズの把握に努めるとともに、障がい特性に応じた学習内容や支援のあり方などを検討し、学習機会の提供に努めます。
	障がいのある人が創作した作品や活動成果の発表機会が充実するように、活動情報の把握や活動支援に努めます。また、多くの町民が来場するように町民への周知に努めます。
	公民館等において開催するコンサートなどのイベント案内を継続して実施します。
(2) 多様な活動への参加支援体制の整備	障がいのある人が安全に安心して活動に参加できるように、指導者や支援者の確保・育成や、文化施設等の整備に努めます。

基本目標6 人にやさしい安心で快適な生活環境の整備

施策1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

障がいのある人の外出を支援するためには、町全体がバリアフリーであることが重要となります。

障がい者アンケート結果では、「外出する時に困ること」という設問では、「道路や駅に階段や段差が多い」という回答が19.8%となっています。

障がいのある人の社会参加を促進するために、町全体で総合的なバリアフリー化を進め、障がいのある人にやさしい福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

【施策の方向性】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成30年11月施行）に基づき、心のバリアフリー化や町内施設のバリアフリー化のさらなる促進を検討します。特に、道路や公園、建築物を整備する際は、移動等円滑化基準に基づく整備を検討します。また、「群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、子どもから大人まで、障がいの有無や国籍に関わりなく、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動を行うことができる社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりを推進します。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 公共施設等の改善	町が所有、管理する施設や道路等については、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、順次、整備・改善を行い、すべての町民が利用しやすい環境づくりに努めます。
	バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨や、公共施設等の利用マナーに関する周知に努めます。
(2) 居住の場の充実	障がいのある人の居住の場を充実するため、公営住宅や民間賃貸住宅への入居支援策等について関係課と連携して検討を行います。
	高齢者福祉施策等と連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。
	在宅での生活が困難な人には、グループホームや施設等への入所支援に努めます。

施策2 情報アクセシビリティの推進

【現状と課題】

今日の情報化社会において、障がいのある人が様々な情報を入手できるように、一人一人の障がいに応じて、適切な方法で情報を提供する必要があります。

また、福祉サービスの選択や決定に必要な情報を適切に提供し、自己決定を総合的に支援する体制の整備が求められています。

障がい者アンケート結果では、「あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いか」という設問では、「行政機関の広報紙」という回答が最も多くなっており、「インターネット」という回答も15.2%あります。

今後は、障がいのある人が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要です。特に、視覚障がい者や聴覚障がい者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

【施策の方向性】

聴覚や視覚に障がいのある方に対し、ファクシミリや補聴器および拡大読書器や活字文書読上げ装置の購入助成により、情報の取得や意思伝達手段を提供し、社会参加しやすい環境づくりに努めています。今後も制度の周知や充実に努めます。

【町の取組】

施策名	施策内容
<p>(1) 手話通訳者の派遣・育成、点字・音声訳ボランティアへの支援</p>	<p>社会福祉協議会と連携し、町内在住の手話通訳者の育成、確保に努めるとともに、県コミュニケーションプラザとの連携を図り、緊急依頼への対応に努めます。</p>
	<p>大泉町および千代田町との3町合同企画での手話通訳者養成講座を開催するとともに、内容の充実に努めます。また、手話は言語の一つであるという考え方の啓発を行います。さらに、点字・音声訳ボランティアの養成講座を支援します。</p>
	<p>ボランティアによる広報紙の音訳テープの作成および配布活動の支援を継続するとともに、より多くの人に声の広報が届けられるよう、一層の充実に努めます。</p>
<p>(2) 新たな意思疎通支援、意思決定支援</p>	<p>意思疎通支援を必要とする障がいのある人に対して、自己選択、自己決定に基づいた支援に努めるため、多様な支援のあり方について検討します。</p>
<p>(3) 情報を利用しやすい環境づくり</p>	<p>障がいの特性に配慮したホームページ等における情報アクセシビリティの向上に努めます。</p>
	<p>広報紙、パンフレット、ガイドブック等について、録音テープの作成、漢字へのルビ振り、専門用語等への注釈付けなど、さまざまな障がいに配慮した情報提供を行います。また、社会の変化に即したICT（情報通信技術）機器の購入助成など、情報機器について調査研究を行います。</p>
	<p>社会参加や福祉サービス、安全・安心に関する情報など、年齢や障がいの特性、ニーズを踏まえた情報の発信に努めます。また、情報の提供漏れが生じないように、関係課および関係機関との連携強化に努めます。</p>

施策3 安全・安心への配慮

【現状と課題】

障がいのある人にとって、緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実をさせていくことは、地域において安全・安心な生活を送るうえで大変重要な課題です。

障がい者アンケート結果では、「あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できるか」という設問では、「できない」という回答が38.1%となっています。

また、「災害時に困ること」という設問では、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」という回答となっています。

今後は、緊急時に障がいのある人が速やかに必要な支援を受けられるような環境の改善に努めるとともに、障がいのある人に対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めるとともに、ひとり暮らしや日中独居の障がいのある人などの防犯と安全確保のため、関係機関や地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムの推進を図る必要があります。

【施策の方向性】

近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導体制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努めます。また、ひとり暮らしや日中独居の障がいのある人などの防犯と安全確保のため、関係機関および地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムの推進を図ります。

【町の取組】

施策名	施策内容
<p>(1) 地域防災力の向上</p>	<p>広報紙やポスター、チラシ等のさまざまな媒体を活用し、各家庭での防災意識の向上を図ります。</p>
	<p>障がいのある人や高齢者、妊婦、乳幼児等の要配慮者の防災訓練への参加促進を図ります。</p>
	<p>自主防災組織等の関係機関・団体との連携強化や防災訓練の実施促進等に努め、地域の防災力の向上に努めます。</p>
	<p>避難行動要支援者名簿登録制度を周知するとともに、名簿情報に基づき効果的な避難が行えるよう、自主防災組織や関係機関と検討します。</p>
	<p>災害情報や避難に関する情報等が確実に伝わるように、障がい特性に配慮した情報の伝達に努めます。</p>
	<p>既存の福祉避難所の機能充実および新たな福祉避難所の設置を検討するとともに、指定避難所や自宅避難生活を送る障がいのある人への支援体制の充実に努めます。</p>
<p>(2) 防犯活動の推進</p>	<p>警察や関係機関・団体等と連携し、日常的な防犯パトロール等の防犯活動を推進します。</p>
	<p>障がいのある人や高齢者、女性等を犯罪から守るため、防犯に関する講習会や広報活動を推進します。</p>
	<p>悪質商法や詐欺等の消費者被害から障がいのある人を守るため、消費者相談窓口の周知や他部門と連携して、消費者被害を未然に防ぐ環境づくりに努めます。</p>
<p>(3) 交通安全対策の充実</p>	<p>警察や交通安全関係団体と連携し、障がいのある人を含む町民の交通安全意識の高揚を図るため、あらゆる機会を通じて交通安全運動を推進します。</p>

基本目標 7 就労機会の拡大推進と経済的支援

施策 1 就労への支援

【現状と課題】

障がいのある人の就労には、職場や事業所の理解・協力が不可欠であり、受入れる職場の環境整備や障がいのある人の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

障がい者アンケート結果では、「平日の日中を主にどのように過ごしているか」という設問では、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」という回答は 15.7% に留まっています。また、仕事をしていない人のうち、13.1%の人が「仕事をしたい」と回答しています。

今後は、一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練の場を確保する等、一般就労に向けた活動を支援していくことが必要です。

【施策の方向性】

ハローワーク（公共職業安定所）をはじめ地域における学校・企業・関係機関等による連携を強化し、障がいの状況に対応した雇用・就労の場の確保対策を推進します。

「群馬県工賃向上計画」を勘案して、県と連携して就労継続支援事業 B 型事業所での計画作成を図り、事業所や企業・関係機関等とのネットワーク構築に努めて賃金水準の向上を目指します。在宅で仕事を希望する障がいのある人に対しては、在宅就業障害者支援制度等の活用を促進します。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 就労定着支援体制の整備	障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関の連携により、就労定着支援体制の整備を図ります。
(2) 福祉的就労の充実	障がいのある人一人一人が障がいの状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、地域活動支援センター等との連携強化、支援を図ります。
(3) 公共機関における雇用拡大の推進	町役場等の公共機関において、障がいのある人の雇用を推進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。 賃金水準が向上するよう、町が取組む事業について、町内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等への委託などを推進します。

施策2 障がいのある人の活躍の場の拡大

【現状と課題】

障がいのある人の就労には、職場や事業所の理解・協力が不可欠であり、受入れる職場の環境整備や障がいのある人の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

障がい者アンケート結果では、「障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思うか」という設問では、「職場の障がい者理解」が34.8%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「通勤手段の確保」となっています。

障がいのある人の就労を促進するためには、受入企業の理解・協力が重要であることから、障がいのある人の雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障がいのある人が就労可能な職種の開発や相談体制の充実を図るため、関係機関と連携していくことが必要です。

【施策の方向性】

一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、障がいのある人の働きやすい環境づくりのため、障がいのある人への配慮と差別解消に向けた取組の充実および事業所への障がい者雇用の呼びかけを行います。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 障がいのある人の雇用に関する啓発	広報紙やパンフレットなどを通じ、「障害者雇用支援月間」(毎年9月)や全国障害者技能協議大会(アビリンピック)などの周知に継続的に取り組みます。
	障害者雇用率制度や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの情報収集に努めるとともに、さまざまな機会を通じて事業主への周知に努めます。
(2) 就労支援体制の充実	障害者就業・生活支援センターをはじめ、ハローワーク(公共職業安定所)、就労支援ワーカー、ジョブコーチなどの関係機関の連携による就労支援体制の充実を図ります。
	一般企業などへの就労を希望する障がいのある人に対して、就労の機会の提供や、就労に必要な知識・能力の向上のため、障害者総合支援法による訓練系サービスの充実に努めます。

施策3 生活の安定への支援

【現状と課題】

障がいのある人の安定した生活の基盤をつくり、地域で共に生活するためには、障がいのある人の雇用・就業に関する施策を進めるとともに、本人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度などの普及促進を図っていくことが重要です。

障害年金や特別障害者手当などの各種手当の支給制度は、障がいのある人やその家族の経済的な負担を軽減し、日常生活を支える役割を果たしています。

今後も、所得保障および貸付等経済的支援事業の充実を図り、生活の安定と経済的自立を支援していくことが必要です。

【施策の方向性】

障がいのある人の安定した生活の基盤をつくり、自立を促すため、各種の年金や手当制度による経済的支援を行います。

手帳交付時など、年金や手当制度の該当になると思われる方に対する申請案内を徹底します。

【町の取組】

施策名	施策内容
(1) 各種手当・年金等の周知・徹底	各種年金や手当制度について、周知・徹底に努めます。 税の減免制度や鉄道等の運賃・料金の割引制度について、周知・徹底を図ります。また、内容の拡充、対象者の拡大を国や県等に働きかけます。

第5章 計画の推進

第1節 協働と連携による計画の推進

(1) 国・県および近隣市町との連携

障がいのある人に係る施策は、国・県の制度や計画と深く関係しているため、国・県との緊密な連携を図りながら、事業の有効かつ円滑な推進に努めます。

また、障がい者福祉施策の中には、町単独で行うことが困難なものや、太田・館林障害保健福祉圏域など広域的に行ったほうが効果的な事業もあるため、近隣市町との連携・調整を図ります。

(2) 地域との連携

計画の推進にあたっては、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会など、地域の組織・民間団体との協力関係を強め、障がいのある人に対する取組を支援し、計画の円滑な推進を図ります。

(3) 地域自立支援協議会との連携

本町では、地域自立支援協議会を館林市および邑楽郡5町で設置しており、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり等に重要な役割を果たしています。

相談支援事業の体制強化や地域生活支援拠点の構築など、障がいのある人の豊かな地域生活の向上を実現していくため、地域自立支援協議会の充実が図られるよう、協議会の役割を一層明確にし、協議会全体や各部会の機能の向上に向けた支援を推進します。

第2節 計画の周知・普及

本計画を推進するには、本計画の目指す方向性や取組について、町民、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、町などの計画に関係するすべての人や団体が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、広報紙やホームページなどを通じて本計画の周知、普及に努めます。

第3節 計画の進行管理体制

計画を着実に推進するためには、計画の進行過程を管理する体制を確立することが必要です。そこで、計画の点検・評価については、地域自立支援協議会や障がいのある人の意見や評価などを踏まえながら、PDCAサイクル※に基づいて実施します。また、社会経済状況の変化や、国・県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

※ PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

第6期邑楽町障害福祉計画・
第2期邑楽町障害児福祉計画

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

障がいのある人や障がいのある子どもに関わる町の計画として、障がいのある人や障がいのある子どもの権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、さらには町民の意識啓発など、障がい者施策の枠組みを総合的に定める障害者基本計画と、療育の充実や就労支援の充実、自立を支援するための支援として障害福祉サービス・障害児福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込量を設定する障害福祉計画・障害児福祉計画があります。

本町では、平成30年3月策定の「第5期邑楽町障害福祉計画」および「第1期邑楽町障害児福祉計画（以下「前計画」という。）」に基づき、障がいのある人や障がいのある子どもへ必要な福祉サービスを提供してきました。

このたび、令和2年度をもってこれらが期間満了となることから、前計画以後の障がい福祉に係る法律や制度の改正、並びに国や県が示す障がい福祉サービスや、地域生活支援事業に関する新たな指針や同時期に策定する「邑楽町障がい者福祉計画」を踏まえ、令和3年度から令和5年度までを計画対象期間とする「第6期邑楽町障害福祉計画」および「第2期邑楽町障害児福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「基本計画」を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条第1項に基づく「障害福祉計画」および「児童福祉法」第33条の20に基づく「障害児福祉計画」として、「基本計画」と一体的に策定するものです。

計画名	根拠法令	計画の性格
邑楽町障がい者福祉計画	障害者基本計画 第11条第3項	障がい者施策の理念や基本方針を定める計画
第6期邑楽町障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
第2期邑楽町障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障がいのある児童を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

第3節 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、3か年を1期として策定を行うことが義務づけられており、本計画は、令和3年度から令和5年度が計画期間となります。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	
障害福祉計画・ 障害児福祉計画		第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			次期計画	
障がい者福祉計画	邑楽町障がい者福祉計画				邑楽町障がい者福祉計画							次期計画

第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画は、障がいのある人や障がいのある子どもに対する障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスなどを確保するための方策などを示す計画であり、「邑楽町障がい者福祉計画」の実施計画にあたります。

従って「邑楽町障がい者福祉計画」とともに、その基本理念である「ともに支え合うまちづくり」を本計画の基本理念とします。

第2節 基本的な考え方

本計画は、国から示された基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）をもとに策定しています。本計画は、この指針と障害者基本法における基本的な理念を踏まえながら、本町の障がいのある人の自立への施策を展開していきます。

（1）障がいのある人および障がいのある児童の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人や障がいのある児童の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人や障がいのある児童が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスおよび障害児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

市町村を実施主体の基本とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援などを通じて引き続き障害福祉サービスの地域格差をなくし、居住地域にかかわらず一定の支援が受けられるよう体制の整備を図ります。

また、障害福祉サービスは、発達障がいのある人および高次脳機能障がいのある人、難病患者も対象となることを引き続き周知します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによる民間などからのサービスの提供をはじめ地域の社会資源を最大限に活用するとともに、提供体制の整備を進めます。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制を整備する必要があり、例えば日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保するとともに、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制を整備します。

また、地域生活支援の拠点の整備に当たっては、地域生活への移行、短期入所の利便性・対応力の向上による緊急時の受入対応体制の確保などの機能が求められており、今後、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を強化します。

さらに、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい（発達障がいおよび高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる町民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、ともに高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引続き、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取組むとともに、本町の地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取組みます。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童およびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障害児通所支援および障害児相談支援については町を実施主体に、障害児入所施設については県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて引き続き障がいのある児童支援の体制の整備を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援を担当する関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいのある児童が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進むなかにおいても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場ということに関係者と協力しながら積極的な周知を行います。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

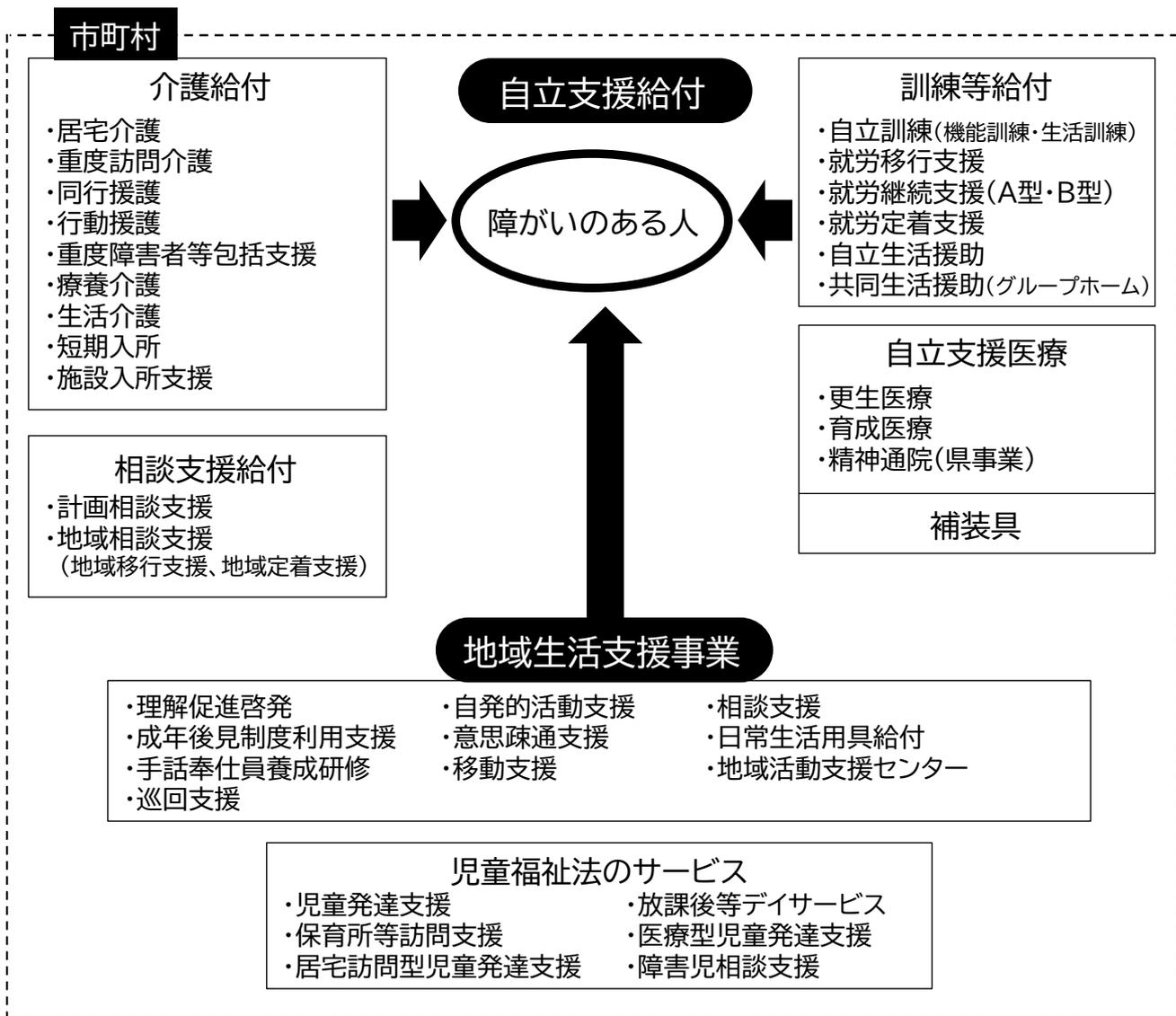
障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援することが必要であり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、または創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。

また、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れ文化的な活動を受けることのできる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

第3章 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの展開

第1節 障害者総合支援法および児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき提供されている福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体が発行する「地域生活支援事業」とに分かれています。児童福祉サービスを含めたサービスの全体像を、以下に示します。



第2節 令和5年度に向けた目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度を目標年度として、次の7つの項目について目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実について
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等について
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等について
- (6) 相談支援体制の充実・強化等について
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について

7つの目標値の設定にあたっては、国の基本指針および県の考え方を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神障がいのある人、その他サービス利用者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後グループホームや一般住宅などに移行する人数について目標を定めます。

項目	数値	考え方
【実績】 令和元年度末時点の施設入所者数	39人	令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がいのある人の人数。
令和5年度末		施設からグループホームや一般住宅などに移行する者の人数。
【目標値①】 地域生活移行者数	5人 12.8%	令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
令和5年度末における施設入所者数	36人	令和5年度末時点での施設入所者見込み人数。地域生活移行者数のほか、新規入所者数や入所待機者数を見込んだ人数。
【目標値②】 施設入所者数の削減	3人 7.7%	令和5年度末時点での施設入所者数の削減目標(見込み) 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障がい(発達障がいおよび高次脳機能障がいを含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神科病院からの早期退院および退院による地域移行を進めるための目標を定めます。

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	市町村ごとの保健、医療および福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込んで設定する。
【活動指標②】 精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障がいのある人数を設定する。
【活動指標③】 精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障がいのある人数を設定する。
【活動指標④】 精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数	0人	0人	1人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障がいのある人数を設定する。
【活動指標⑤】 精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障がいのある人数を設定する。

(3) 地域生活支援拠点^{※1}等が有する機能の充実について

障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活するために必要となる機能を集約した拠点である「地域生活支援拠点」を整備するとともに、その運用状況を検証することを目標とします。

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。
【活動指標②】 検証および検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数について、年間の見込数を設定する。

※地域生活支援拠点等の設置については本町単独ではなく、館林市と本町を含む邑楽郡5町（以下「圏域」という。）での設置を目標とする。

※1 地域生活支援拠点：障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談・体験の機会・緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持った障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。地域生活支援拠点は、整備の類型として、多機能拠点整備型、面的整備型、両方を組み合わせた複合型がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等について

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する障がいのある人について目標を定めます。

項目	数値	考え方
【実績①】 令和元年度の一般就労への移行者数	0人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度において一般就労した人の数。
【実績②】 令和元年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0人	令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数。
【実績③】 令和元年度の就労継続支援A型 ^{※1} 事業の一般就労への移行者数	0人	令和元年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数。
【実績④】 令和元年度の就労継続支援B型 ^{※2} 事業の一般就労への移行者数	0人	令和元年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数。
令和5年度末		
【目標①】 令和5年度の一般就労移行者数	1人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。 令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
【目標①-2】 令和5年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。 令和元年度の移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
【目標①-3】 令和5年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。 令和元年度の移行実績の1.26倍以上とすることを基本とする。
【目標①-4】 令和5年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人 -倍	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度に一般就労する者の数。 令和元年度の移行実績の1.23倍以上とすることを基本とする。
【目標②】 就労定着支援事業の利用者数	1人 -倍	令和5年度の就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
【目標③】 就労定着支援事業の就労定着率	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とすることを基本とする。 ※「就労定着率」：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合。

※1 就労継続支援A型：企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に雇用契約を締結し、知識や能力の向上に必要な訓練等を行い、一般就労への移行に向けた支援を行う。

※2 就労継続支援B型：企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に、知識、能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。雇用契約は、締結せず、生産作業を通して就労へ向けた支援を行う。

(5) - ①障がい児支援の提供体制の整備等について

障がいのある子どもおよびその家族への支援を適切に行うことができるよう、充実した体制の整備を進めます。

項目		数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置		1箇所	令和5年度末までに、少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。児童発達支援センターの設置により、センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す。
設置 形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施		1箇所	令和5年度末までに、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。
設置 形態	うち市町村単独	0箇所	町内で実施することが望ましいが、状況によっては町外での実施でも可能とする。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標③-1】 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所の確保		1箇所	令和5年度末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所を少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。
設置 形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標③-2】 主に重症心身障がいのある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		1箇所	令和5年度末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。
設置 形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標④-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1箇所	令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けることを基本とする。
設置 形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえで、圏域での設置であっても差し支えない。
	うち(都道府県が関与したうえで) 圏域で整備	1箇所	
【目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1人	令和5年度末までに④-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(5) - ②障がい児支援の提供体制の整備等（発達障がいのある人等に対する支援）について

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニング※ ¹ やペアレントプログラム※ ² 等の支援プログラムなどの受 講者数【新規】	0人	0人	1人	現状のペアレントトレーニ ングやペアレントプログラ ム等の支援プログラムなど の実施状況および本町に おける発達障がいのある 人等の数を勘案し、受講 者数の見込を設定する。
【活動指標②】 ペアレントメンター※ ³ の 人数【新規】	0人	0人	1人	現状のペアレントメンター 養成研修等の実施状況お よび本町における発達障 がいのある人等の数を勘 案し、ペアレントメンター の人数の見込を設定する。
【活動指標③】 ピアサポート※ ⁴ の活動への 参加人数【新規】	0人	0人	1人	現状のピアサポートの活動 状況および本町における 発達障がいのある人等の 人数を勘案し、人数の見 込を設定する。

(6) 相談支援体制の充実・強化等について

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援	有	有	有	障がいの種別や各種のニ ーズに対応できる総合的 ・専門的な相談支援の実 施の見込を設定する。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化①	0件	0件	1件	地域の相談支援事業者に 対する訪問等による専門 的な指導・助言件数の見 込を設定する。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化②	0件	0件	1件	地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数の見 込を設定する。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化③	0回	0回	1回	地域の相談機関との連携 強化の取組の実施回数 の見込を設定する。

- ※¹ ペアレントトレーニング：発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。
- ※² ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。
- ※³ ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
- ※⁴ ピアサポート：「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について

項目	数値			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数の見込を設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	無	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無およびその実施回数の見込を設定する。
	0回	0回	1回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	無	無	無	都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無およびその共有回数を見込を設定する。
	0回	0回	1回	

第3節 障害福祉サービス・障害児福祉サービス量の見込の算出

以下の各サービスについて、国の基本指針に基づき、令和3年度～令和5年度までの見込量を算出します。

1 障害福祉計画

(1) 訪問系サービス

サービス名	対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人 (障害支援区分1以上)	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人 (障害支援区分4以上)	障がいのある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいのある人 (障害支援区分2以上)	移動時およびそれに伴う外出先における視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)と、移動の援護、排せつ・食事等の介護等の援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人(障害支援区分3以上)	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)のうち、一定の条件を満たす人	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	28	28	27
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間/月	300	315	330

※単位は年間を通じての月平均値（令和2年度は見込値）

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	28	29	30
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間/月	345	360	375

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・訪問系サービスは障がいのある人の在宅生活を支える重要なサービスです。今後、施設や病院から在宅に移行する障がいのある人が増えることで、利用意向は高まることが考えられるため、障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。
- ・利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・効率的で、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者や指定特定相談支援事業所との連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①施設での日中介護サービス【介護給付】

サービス名	対象者	実施内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅での介護を行う人が病気やその他の理由により、障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人/月	66	71	65
	人日/月	1,589	1,478	1,365
療養介護	人/月	4	4	4
短期入所	人/月	5	5	5
	人日/月	62	62	69

※単位は年間を通じての月平均値（令和2年度は見込値）

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	67	68	69
	人日/月	1,298	1,317	1,337
療養介護	人/月	4	4	4
短期入所	人/月	5	5	5
	人日/月	56	56	56

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・生活介護については、町内外の既存のサービス提供事業所にて、生活介護を提供するほか、指定通所介護事業所においても基準該当生活介護としてサービスを提供します。また、必要に応じてサービス提供事業所の新規参入を促進するための支援を検討します。
- ・短期入所については、町内外の既存のサービス提供事業所を中心に、障がいのある人を介護・療育する家庭の負担を軽減するために、一時的・緊急的に利用できる短期入所の充実を図ります。

②自立訓練【訓練等給付】

サービス名	対象者	実施内容
自立訓練 (機能訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されています)
自立訓練 (生活訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への意向を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます)
自立訓練 (宿泊型)	一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している人で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、居室等の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	3	4
	人日/月	11	79	83
自立訓練(宿泊型)	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値（令和2年度は見込値）

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	4	4	4
	人日/月	81	81	81
自立訓練(宿泊型)	人/月	4	4	4

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・自立訓練については、町内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- ・自立訓練（宿泊型）については、近隣のサービス提供事業所と連携し、利用者に向けた情報提供をするなど、サービスの利用を促進します。

③就労支援【訓練等給付】

サービス名	対象者	実施内容
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人	一般企業への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます)
就労継続支援 (A型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に 65 歳未満) ①就労移行支援を利用したが、企業等の就労に結びつかなかった人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関わらなかった人 ③就労経験のない人で、現在雇用関係がない人	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援 (B型)	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に関わらない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に関わらなかった人 ③50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約を結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援A型・B型などの就労系障害福祉サービスを利用してから一般企業等(特例子会社を含む)に就労した働く障がいのある人	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労の継続を図るために企業、自宅などへの訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言の支援を行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	人/月	3	2	2
	人日/月	32	30	30
就労継続支援A型	人/月	6	6	6
	人日/月	120	120	120
就労継続支援B型	人/月	27	31	33
	人日/月	505	580	617
就労定着支援	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値（令和2年度は見込値）

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人/月	3	4	4
	人日/月	54	72	72
就労継続支援A型	人/月	8	9	10
	人日/月	157	177	197
就労継続支援B型	人/月	35	36	37
	人日/月	604	621	639
就労定着支援	人/月	1	1	1

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・障がいのある人の就労については、必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図りながら一般就労への移行・定着を支援します。
- ・障がいのある人の雇用推進および工賃向上を図るため、受注機会を拡大することについて、取組を進めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	対象者	実施内容
自立生活援助	①障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がいのある人等で、理解力や生活力等に不安がある人 ②一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な人 ③障がい、疾病等の家族と同居しており（障がいのある人同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な人	ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な自宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	22	19	19
施設入所支援	人/月	36	37	38

※単位は年間を通じた月平均値（令和2年度は見込値）

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	20	20	39
施設入所支援	人/月	38	37	36

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・自立生活援助については、町内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- ・地域生活への移行の観点から、町内外のグループホーム利用を促進するとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- ・施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	対象者	実施内容
計画相談支援 (指定相談支援)	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者	地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がい者やひとり暮らしへと移行した障がい者	安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月	20	22	23
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じたの月平均値（令和2年度は見込値）

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	27	28	29
地域移行支援	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	1

※単位は年間を通じたの月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・障害特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細かな相談支援を行うため、館林邑楽相談支援センターの充実を図るとともに、様々な社会資源を活用しながら、身近な相談支援の基盤整備に取り組めます。
- ・提供体制の整備と併せて、相談支援従事者の質の向上を図ります。
- ・一般相談支援と計画相談支援および地域相談支援との役割分担や、計画相談支援と障害福祉サービスを提供する事業者との在り方について、館林市外五町地域自立支援協議会での検討を踏まえ、相談支援体制のさらなる充実を図ります。
- ・計画相談支援については、館林邑楽相談支援センターと連携し、円滑なサービス利用に向けた体制を構築します。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けての協議の場において、関係者に周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ・利用者に対し、広報紙や町ホームページなどを通じて新たな制度の周知を行い、障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

2 障害児福祉計画

(1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援・障がい児への支援サービス

サービス名	対象者	実施内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園および大学を除く。)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がいのある児童	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児	保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人および保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がいのある児童	自宅を訪問し、重度の障がいにより外出が困難な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	上記5つのサービスを利用するすべての児童	上記5つのサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な状態にある障がい児や重症心身障がい児(医療的ケア児等)	医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋がります。

■□利用実績□■

事業名等	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人/月	7	11	10
	時間/月	102	160	145
放課後等デイサービス	人/月	31	38	41
	人日/月	472	578	624
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	4	5	6
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	人	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値（令和2年度は見込値）

ただし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は年間値

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	11	12	13
	時間/月	160	174	189
放課後等デイサービス	人/月	37	38	39
	人日/月	563	578	594
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	3	3	3
障害児相談支援	人/月	9	9	9
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	人	0	0	1

※単位は年間を通じての月平均値。ただし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は年間値

▲△確保の方策△▲

- ・障がいのある子どもの療育および訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれるため、支援を必要とする人が適切にサービス利用できるよう、町内に限らず圏域全体でサービス事業者の確保に努めるとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- ・町内で支援が受けられ、どの障がいにも対応できるようにするとともに、引き続き、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、サービス提供事業者や障がい児相談支援事業所との連携を図り、基盤の整備、質の確保に努めます。
- ・乳幼児期から就学、就労に至る各ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援を提供するために、サービス提供事業者や障がい児相談支援事業所のほか関係機関等と連携し、支援体制の構築を図ります。
- ・障がい児通所支援や障がい児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、円滑な移行が行われるよう、県との緊密な連携を図っていきます。
- ・発達障がいのある子どもに対しては、保育園や認定こども園、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう連携し、支援体制の強化を図ります。
- ・障がいのある子どものニーズに応じて、「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある子どもが希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がいのある子どもへの支援に努めます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人および障がいのある子どもがその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活および社会生活を営むことができるように生活をサポートするサービスで、障がいのある人のニーズにあわせて柔軟なサービスを提供することにより、障がいの有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とした事業です。具体的には、障がいのある人やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業をはじめ、成年後見制度利用支援事業、移動支援などがあります。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と市町村の判断で地域特性により柔軟に実施できる事業（任意事業）から構成されています。

年齢や障がい種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

(1) 必須事業

【サービスの種類および内容】

区分	名称	サービス内容	
地域生活支援事業	必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	町民に対して、障がいのある人および障がいのある児童に対する理解を深めるために、町が実施する研修・啓発事業です。
		(2) 自発的活動支援事業	障がいのある人および障がいのある児童やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
		(3) 相談支援事業	①相談支援事業 障がいのある人やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行います。
			②基幹相談支援センター等機能強化事業 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。 さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。
			③住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援する事業です。
		(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人に対し、制度の利用を支援する事業です。
		(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。
		(6) 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人および障がいのある児童に、障がいのある人および障がいのある児童とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者および要約筆記者の派遣を行う事業です。
		(7) 日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与する事業です。
		(8) 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。
(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人および障がいのある児童に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とする事業です。		
(10) 地域活動支援センター事業	障がいのある人が通所により、創作活動または生産活動を行い、社会との交流の促進を図ります。地域活動支援センターには基礎的な事業と機能強化事業があります。		

【サービス実績および見込量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業		無	無	無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業		無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター		無	無	無	無	有	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業		無	無	無	無	有	有
③ 住宅入居等支援事業		無	無	無	無	無	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無	無	無	無
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	78	58	60	75	75	75
② 手話通訳者設置事業	日	0	0	0	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	件	2	1	0	2	2	2
② 自立生活支援用具	件	2	0	1	5	5	5
③ 在宅療養等支援用具	件	1	1	2	1	1	1
④ 情報・意思疎通支援用具	件	1	2	2	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	件	686	680	700	700	750	800
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	1	1	1	1

※単位は年間値

※平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

事業名		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(8) 手話奉仕員養成研修事業 実養成講習修了見込者数		人	25	16	—※1	16	18	20
(9) 移動支援事業	実利用見込 者数	人	15	16	14	14	15	16
	延べ利用見込 時間数	時間	180	192	174	174	180	180
(10) 地域活動支援 センター	町内	箇所	1	1	1	1	1	1
		人	15	15	14	15	15	15
	他市町村	箇所	3	3	3	3	3	3
		人	5	5	5	5	5	5

※単位は年間値

※平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

※1 感染症拡大予防のため中止

(2) 任意事業

【サービス種類および内容】

名称	サービス内容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活をしている身体障がいのある人で、一人での入浴が困難な人の入浴支援や家庭内介助者による入浴介助の負担を軽減するなど、在宅生活を支援するために居宅を訪問して入浴の介護を提供する事業です。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援する事業です。利用実績については、増減があるものの、ほぼ横ばいの傾向にあります。
身体障害者自動車免許取得費補助事業	身体障がい者の自立更生を促進するため、肢体不自由者が普通自動車免許を取得する場合、その取得に要する経費に対する一部助成を行う事業です。
身体障害者自動車改造費補助事業	身体障がいのある人の自立更生を促進するため、上肢、下肢または体幹機能に障がいのある人が所有する自動車を運転しやすいように手動装置等を改造する場合、その改造に要する経費に対する一部助成を行う事業です。

【サービス実績および見込量】

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	人	11	14	14	15	15	15
身体障害者自動車免許取得費補助事業	人	0	0	0	0	0	1
身体障害者自動車改造費補助事業	人	0	0	1	0	0	1

※単位は年間値

※平成30年度、令和元年度は実績値、令和2年度以降は見込値

▲△確保の方策△▲

- ・相談支援事業については、館林市外五町地域自立支援協議会を中心にサービス提供事業所と連携し、円滑な相談体制の整備を進めます。また、広報紙やホームページなどを活用し、館林邑楽相談支援センターの周知と利用の促進を行います。
- ・意思疎通支援事業については、手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を県と連携しサービスを提供します。
- ・日常生活用具給付等事業については、障がいのある人の自立生活に資するため、サービスの周知と日常生活支援用具等の情報を提供するとともに毎年予算を確保するよう努めます。また、障がいのある人と介護者が容易かつ適切に利用できるよう使用方法や修理など情報提供や相談の充実を図ります。
- ・移動支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供体制を整えるとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。
- ・地域活動支援センター事業については、Ⅲ型※として指定管理者制度により適正な管理運営のできる法人へ事業委託し、機能の強化・充実を行います。
- ・日中一時支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供体制を整えるとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。
- ・身体障害者自動車免許取得費補助事業、身体障害者自動車改造費補助事業については、広報紙やホームページ、相談支援事業などを通じ、事業の周知と利用促進を図ります。

※Ⅲ型：専門職員の配置の必要はなく、1日当たりの利用人数が10名以上

第4章 円滑な推進に向けた取組

第1節 円滑な事業推進

(1) 適正な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法では、18歳以上の方については、心身の状況、家庭環境、生活状況などの聞き取り調査を行った上で、「障害支援区分（区分1～6）」の判定を受け、どのくらいサービスが必要な状態にあるかを定めます。これをもとに、町はサービス等利用計画案の作成を依頼し、この計画案を参考に支給決定を行い、受給者証を発行する仕組みとなっています。

利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障がいのある人のニーズに応じた支給決定に努めます。

(2) 低所得者に配慮した応益負担の周知

自立支援給付の利用にあたっては、長期的に安定して障がいのある人を支える必要性から、サービス利用費の自己負担（1割）と施設での食費・光熱水費の全額自己負担が定められています。また、低所得者の負担を軽減するため、①負担上限月額設定、②高額障害福祉サービス費、③入所施設の補足給付なども制度化されています。こうした制度について、障がいのある人や家族等への周知に努めます。

(3) 実施状況の点検と進行管理

本町の障害福祉担当部署において、各サービス・事業の利用状況や基盤整備の進捗状況などについて点検を行います。

また、太田・館林圏域において、広域全体の基盤整備の推進と情報・課題の共有を図ります。

第2節 地域での自立した生活に向けた支援の充実

(1) サービス利用の支援と権利の保障

支給決定後は、サービス利用計画を作成することになります。障害福祉サービスの種類や内容、就労支援・教育・インフォーマルサービス^{※1}等必要なサービスとその利用時間などを計画し、指定事業者や指定施設とサービス利用の契約を結ぶことになります。

障がいのある人が自らの選択により必要なサービスを利用しながら、安心して日常生活を送ることができるよう、サービス利用に向けた支援を行います。また、判断能力が不十分な利用者に対して、その人の権利が保障されるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・広報活動に努めます。

(2) サービスの質の向上

サービス提供事業者は、障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準に準じ、契約に基づいて、利用者に適切な障害福祉サービスを提供する責務を有します。

利用者が自らの責任で事業者を選択できるよう、サービス提供事業者に関する基本的な情報提供等を行います。

(3) 障がいのある人に対する虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行に伴い、法律に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。

また、障がい者虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務等の広報・啓発を図るとともに、広域での連携を進めながら、迅速かつ適切な保護・対策等に努めます。

(4) 合理的配慮提供のための環境づくり

「障害者差別解消法」施行に伴い、国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による「障がいを理由とする差別」が禁止されるとともに、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁^{※2}を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められることとなります。

このため、こうした考え方の普及を図るため、さまざまな機会を捉えた周知啓発を行うなど、地域での共生に向けた環境づくりを進めます。

※1 インフォーマルサービス：フォーマルサービスは各種機関、サービス事業所による（公的）サービスであることに対して、インフォーマルサービスは、地域のボランティアや近隣の支えあいなどの（私的）サービスのこと。

※2 社会的障壁：障がいのある人が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるもののことで、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

資料編

1 計画策定の経過

実施年月日	実施項目	主な内容、実施状況等
令和2年9月11日～ 令和2年9月25日	アンケート調査	町民アンケート及び障がい者アンケートの実施
令和2年10月26日	第1回 邑楽町障害者福祉計画策定委員会	①障害福祉の現状について ②アンケート調査について ③邑楽町障がい者福祉計画〈計画骨子案〉について ④障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方について ⑤邑楽町障害者福祉計画策定委員会設置要綱について
令和2年12月3日 (書面開催)	第1回 邑楽町障害者福祉計画策定 庁内検討会議	①邑楽町障がい者福祉計画・第6期邑楽町障害福祉計画・第2期邑楽町障害児福祉計画(素案)について ②意見聴取
令和2年12月7日～ 令和3年1月6日	パブリックコメント	邑楽町障がい者福祉計画(案)についてパブリックコメントの実施
令和3年1月18日	第2回 邑楽町障害者福祉計画策定 庁内検討会議	①パブリックコメントの結果について ②邑楽町障がい者福祉計画・第6期邑楽町障害福祉計画・第2期邑楽町障害児福祉計画(案)について ③今後のスケジュールについて
令和3年1月27日 (書面開催)	第2回 邑楽町障害者福祉計画策定委員会	①パブリックコメントの結果について

2 邑楽町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき邑楽町障害者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、邑楽町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、計画に関し審議を行い、計画原案を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体等関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 邑楽町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	委員名	組織構成	所属団体	備考
1	稲村 和恵	障害者団体等関係者	邑楽町療育父母の会	
2	山本 信男	障害者団体等関係者	館林邑楽精神障害者家族会 (たけのこ会)	
3	本嶋 剛	社会福祉関係者	特定非営利活動法人 なのはな園	
4	田部井 猛夫	社会福祉関係者	邑楽町社会福祉協議会	
5	黒田 香代美	社会福祉関係者	社会福祉法人館邑会 陽光園	
6	越澤 朗	社会福祉関係者	社会福祉法人館邑会 第二陽光園	
7	高橋 繁樹	社会福祉関係者	東毛地域障害者総合支援センター A P T	
8	川島 健介	社会福祉関係者	社会福祉法人ころみの会 (障害児通所支援事業所)	
9	三浦 裕幸	社会福祉関係者	障害者就業・生活支援センター わーくさぽーと	
10	春原 幹男	社会福祉関係者	社会福祉法人豊延会 イシノ療護園	
11	山路 通則	学識経験者	邑楽町区長会	
12	内田 雅行	学識経験者	邑楽町民生委員・児童委員協議会	

(任期 令和2年10月26日～令和3年3月31日)

4 邑楽町障害者福祉計画策定庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき邑楽町障害者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、庁内の関係課の職員により必要な事項を検討するため、邑楽町障害者福祉計画策定庁内検討会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者福祉に関するニーズ調査分析に関すること。
- (2) 計画の基本方針に関すること。
- (3) 計画の案に関すること。
- (4) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に規定する委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、庁内会議を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表

邑楽町障害者福祉計画策定庁内検討会議委員

番号	所 属・職 名	備 考
1	副町長	委員長
2	総務課長	副委員長
3	企画課長	
4	税務課長	
5	住民課長	
6	安全安心課長	
7	子ども支援課長	
8	農業振興課長	
9	商工振興課長	
10	都市建設課長	
11	会計課長	
12	学校教育課長	
13	生涯学習課長	
14	議会事務局長	
15	健康福祉課長	

5 邑楽町障害者福祉計画策定庁内検討会議委員名簿

番号	所属・職名	氏 名	備 考
1	副町長	半田 康幸	委員長
2	総務課長	関口 春彦	副委員長
3	企画課長	橋本 光規	
4	税務課長	横山 淳一	
5	住民課長	松崎 嘉雄	
6	安全安心課長	山口 哲也	
7	子ども支援課長	久保田 裕	
8	農業振興課長	吉田 享史	
9	商工振興課長	小林 隆	
10	都市建設課長	齊藤 順一	
11	会計課長	築比地 昭	
12	学校教育課長	中繁 正浩	
13	生涯学習課長	田中 敏明	
14	議会事務局長	石原 光浩	
15	健康福祉課長	橋本 恵子	

6 福祉に関するアンケート調査票(障害者手帳を所持していない町民)

福祉に関するアンケート調査へのご協力をお願い

日頃より邑楽町の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

町では、現在、令和3年度を初年度とする第4期障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、町民の皆様の福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

この調査票は、障害者手帳を所持していない町民の中から無作為に抽出した方にお送りしています。一人でも多くの皆様からご回答いただき、可能な限り計画に反映させたいと思います。

調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年9月 邑楽町

【記入要領】

- 1 質問の中で「あなた」とは、このアンケート票が送られた宛名の方(ご本人)をさしています。
- 2 住所、氏名を記入する必要はありません。
- 3 お答えは、あなたのお考えに最も近いと思われる回答の番号を、質問文最後の()内に示された数の範囲で選び、○で囲んでください。また、質問によっては四角の中に数字を記入していただくものもあります。
- 4 「その他()」に○をつけたときは、()内に具体的な内容をご記入ください。
- 5 質問によっては、回答する方を限定しているものもありますので、矢印やことわり書きに注意してください。

・記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**9月25日(金)まで**に郵便ポストに投函してください(切手は不要です)。

・調査についてのご質問、ご不明な点についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

邑楽町役場 健康福祉課 障害福祉係
電話：0276-47-5024 (直通)
FAX：0276-88-3247

◎あなたご自身についておうかがいします。

問1 あなたの性別と年齢をお答えください。(令和2年9月1日現在)

(1) 性別 (2) 年 齢

問2 あなたがお住まいの行政区名をお答えください。(記入してください)

() 【記入例】 1 区 下中野

問3 あなたのご職業をお答えください。(1つに○)

1. 会社員、公務員、団体などの勤め人
2. パート・アルバイト、臨時雇い、在宅ワーク
3. 自営業、自由業、会社経営(家族従事者を含む)
4. 農業・林業
5. 学生
6. 専業主婦・主夫
7. 無職
8. その他()

問4 あなたは邑楽町に住んでどのくらいになりますか。(1つに○)

1. 生まれたときからずっと住んでいる
2. 町内で生まれ、一時町外に住んでいたが、戻ってきた
3. 町外から転入して20年以上住んでいる
4. 町外から転入して10～19年住んでいる
5. 町外から転入して5～9年住んでいる
6. 町外から転入して5年未満住んでいる

◎障がいのある人との交流などについてうかがいます。

問5 あなたは、今まで障がいのある人と、日常生活の中でふれあう機会がありましたか。

(あてはまるものすべてに○)

◇ここでいう「障がいのある人」とは、身体に障がいのある身体障がい者、知的発達に障がいのある知的障がい者、精神疾患のある精神障がい者を言います。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. 家族や親戚に障がいのある人がいる・いた | 6. 地域の行事などで知り合った |
| 2. 友人や知人に障がいのある人がいる・いた | 7. ボランティア活動で知り合った |
| 3. 近所に障がいのある人がいる・いた | 8. ふれあう機会はなかった |
| 4. 学校で一緒に勉強している・した | 9. その他 () |
| 5. 職場で一緒に働いている・働いた | |

問6 あなたは、障がいのある人に対してどのような意識をお持ちですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. 家族が大変だと思う | 7. 障がいのある人は保護を期待するよりも |
| 2. 障がいのある人の生活は大変だと思う | 自立するべきだと思う |
| 3. 外出など日常生活が不便だと思う | 8. 自分には関係ないと思う |
| 4. 役所などが手厚い保護をするべきだと思う | 9. その他 |
| 5. 何か自分にできることがあればと思う | () |
| 6. 障がい者や健常者という見方をするべきでないと思う | 10. わからない |

問7 あなたは、地域社会の中で、障がいのある人に対する意識等に、特別なへだたりがあると思いますか。(1つに○)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. ある ⇒ 問7-1へ | 2. ない ⇒ 問8へ |
|---------------|-------------|

(問7で「1. ある」とお答えの方に)

問7-1 特別なへだたりが生まれる主な理由は何だと思えますか。(1つに○)

- | | |
|-----------------------------|--|
| 1. 障がいのある人を援護する精神が社会に育っていない | |
| 2. 障がいのある人を特別視する風潮がある | |
| 3. 幼い頃から障がいのある人とふれあう機会がない | |
| 4. 障がいのある人に配慮した施設がない | |
| 5. その他 () | |
| 6. わからない | |

問8 あなたは、障がいのある人が街なかなどで実際に困っているのを見かけたとき、どのような行動をとりましたか、または、どうすると思いますか。(1つに○)

1. 自ら声をかけ、困っていることについて手伝ったことがある、または手伝えると思う
2. 困っている人に頼まれて手伝ったことがある、または手伝えると思う
3. 困っている人に頼まれたが、手伝わなかった、または手伝えないと思う
4. できることはあると思うが、なかなか行動には移せないと思う
5. 困っているような場面を見かけても、できることはないと思う
6. 困っているような場面は見かけたことがない、想像することができない
7. その他()

問9 あなたは、今までに下記で挙げているようなことについて学んだ経験はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 目の不自由な人の誘導や案内の仕方
2. 耳の不自由な人の困りごとや案内の仕方、コミュニケーションのとり方
3. 言語障がいのある人の困りごとや対応の仕方
4. 車いすの使い方
5. 高齢者の困りごとや高齢者疑似体験
6. 内部障がい(心臓や腎臓、呼吸器の障がい、外見からわからない障がい)について
7. 高次脳機能障がい[*]の内容や、その障がいのある方との関わり方について
8. 知的障がいのある方との関わり方について
9. 発達障がいのある方との関わり方について
10. 精神障がいのある方との関わり方について
11. その他()
12. 上記のようなことを学んだことはない

*高次脳機能障がい：交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの機能障がい。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に認識できないこともある。

問10 障がいのある人と関わったり、さまざまな活動に参加したりする中で、障がいのある人の「自立生活」「社会参加」「人にやさしい町づくり」を進める上で、「こういうことが必要だ」、「もっとこうであれば良いのに」などと感じたことはありますか。(具体的にお願いします。)

--

問11 あなたは、地域社会の中に障がいのある人への差別・偏見があると思いますか。

(①から⑤それぞれについて、1つに○)

① 身体障がい者に対して	1. ある	2. ない	3. わからない
② 知的障がい者に対して	1. ある	2. ない	3. わからない
③ 精神障がい者に対して	1. ある	2. ない	3. わからない
④ 難病患者に対して	1. ある	2. ない	3. わからない
⑤ 発達障がい者に対して	1. ある	2. ない	3. わからない

問12 あなたは、ここ数年、社会の中で障がいのある人に対する理解は深まってきていると思いますか。

(1つに○)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. かなり深まっている | 4. まったく深まっていない |
| 2. ある程度深まっている | 5. わからない |
| 3. あまり深まっていない | |

問13 あなたは、障がいのある人が受ける教育や学校教育において、どこを充実させるべきだと思いますか。(3つまでに○)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. 学習指導、支援 | 6. 就労に向けた教育 |
| 2. 施設や設備 | 7. 生活訓練 |
| 3. 送迎など通学時のサポート | 8. クラブ・部活動などの課外授業 |
| 4. 友人との関係づくり | 9. その他 () |
| 5. 教職員の理解、支援 | 10. 特になし |

問18 障がいのある人に対するボランティア活動に参加した経験がありますか。(1つに○)

1. たびたびある 2. 何度かある 3. 全く経験がない

問19 今後、障がいのある人に対するボランティア活動をしたいと思いますか。(1つに○)

1. ぜひ活動したい 3. あまり活動したくない
2. 機会があれば活動したい 4. わからない

→ 問20△

↓
(問19で「1. ぜひ活動したい」または「2. 機会があれば活動したい」とお答えの方に)
問19-1 どのような活動をしてみたいですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 話し相手や安否の確認
2. 福祉施設等への訪問、手伝い
3. 日常生活や外出の手伝い
4. 手話・点訳など技術を活かした活動
5. 手紙の代読や広報紙の朗読
6. スポーツ・レクリエーションの指導・介助
7. 災害時の避難や救助
8. 物品等の寄付や募金活動
9. イベントの手伝い
10. その他 ()
11. わからない

問19-2 ボランティア活動に参加しようとした際に、困ることはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. どんな活動があるのかわからない
2. どのような手伝いをしたらいいのかわからない
3. 活動の場所が限られている
4. ひとりでは参加しづらい
5. きっかけがない
6. 時間がない
7. 知識がないので不安
8. その他 ()
9. 特にない

問22 あなたは、以下に示す事実や施設、団体等のうちどれを知っていましたか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 障害者手帳には現在「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種がある
2. 外見だけではわからない障がいのある人もいる
3. 町内または近隣にある障がいのある人が活動や訓練をするための施設
4. 町内で活動している障がいのある人のためのボランティア団体
5. 上記のいずれも知らなかった

問23 邑楽町としてこれから、障がいのある人のために、特にどのような施策に力を入れる必要があるとあなたは思われますか。(3つまでに○)

1. 病気や障がいの早期発見、予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育を進める
2. 障がいのある人とない人との交流を推進し、相互理解を深める
3. 学齢期等において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める
4. 障がいのある人の働く場を確保したり、就労環境を改善する
5. 作業所、地域活動支援センターなど、福祉的就労[*]の場を整備する
6. ホームヘルプサービス(居宅での介護)など地域で暮らせるような福祉サービスを充実する
7. 精神、発達障がい者や難病患者等も、身体、知的障がい者と同じくらいの水準の福祉制度を利用できるよう努める
8. 障がいのある人も利用しやすいよう、公共施設の設備や通路等を改善する
9. 障がいのある人が住みやすい住宅を確保したり、居住環境を改善する
10. グループホームなど地域社会の中で暮らせる場を確保する
11. 障がいのある人が参加しやすい生涯学習活動等を充実する
12. 障がいのある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実する
13. その他()
14. 特になし

*福祉的就労：会社などにおける「一般就労」に対して、障がいのある人が施設や作業所などで働くことを言う。

問 24 あなたは、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮【*】」という言葉を知っていますか。(1つに○)

- 1. 内容まで知っている
- 2. 聞いたことはあるが、内容までは知らない
- 3. 知らない

*合理的配慮：障がいのあるひとが日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁（◇）を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことをいいます。例えば、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化などをいい、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

◇社会的障壁：社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
制度（利用しにくい制度など）
慣行（障がいのあるひとの存在を意識していない慣習、文化など）
観念（障がいのあるひとへの偏見など）など

問 25 あなたは、どのような場面で合理的配慮が必要だと思えますか。
(必要と思われる場面をご自由にお書きください。)

問 26 その他、今後の邑楽町の障がい者福祉施策について、ご意見・ご要望がありましたら、自由にご記入ください。

以上で終わりです。調査にご協力いただき、ありがとうございました。
お手数ですが、同封の返信用封筒に入れ、

9月25日（金）までに ご返送ください。

7 福祉に関するアンケート調査票(障害者手帳をお持ちの方)

福祉に関するアンケート調査へのご協力をお願い

日頃より邑楽町の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。
町では、現在、令和3年度を初年度とする第4期障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、町民の皆様の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

調査の対象者は、町内にお住まいの方の中から選ばせていただきました。
この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。
調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年8月 邑楽町

<記入要領>

- ・宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。
- ・質問への回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- ・記入が終わりましたら、**9月25日(金)**までに同封の返信用封筒を使ってご返送ください。
- ・このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問合せください。

【問い合わせ先】

邑楽町役場 健康福祉課 障害福祉係
電話：0276-47-5024（直通）
ファックス
FAX：0276-88-3247

福祉に関するアンケート調査
調査票

問1 お答えいただくのは、どなたですか。(〇は1つだけ)

1. 本人(この調査票が郵送された宛名の方)
2. 本人の家族
3. 家族以外の介助者

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」と呼びますので、ご本人(この調査票の対象者：障害のある方)の状況などについて、お答えください。

あなた(宛名の方)の性別・年齢・ご家族について

問2 あなたの年齢をお答えください。(令和2年8月1日現在)

満 歳

問3 あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

1. 男性
2. 女性

問4 あなたがお住まいの行政区名をお答えください。(記入してください)

(区) 【記入例】 1 区 下中野

問5. いま、あなたが一緒にくらしている人は、どなたですか。

(あてはまるものすべてに〇)

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5.」としてください。

1. 父母・祖父母・兄弟姉妹
2. 配偶者(夫または妻)
3. 子ども
4. その他()
5. いない(一人で暮らしている)

問6. 日常生活の中で、次の支援が必要ですか。①から⑩のそれぞれにお答えください。
 (①から⑩それぞれに○を1つ)

項目	不要	一部(時々)必要	全部必要
① 食事の介助	1	2	3
② トイレの介助	1	2	3
③ 入浴の介助	1	2	3
④ 衣服の着脱の介助	1	2	3
⑤ 身だしなみの介助	1	2	3
⑥ 家の中の移動の介助	1	2	3
⑦ 外出の介助	1	2	3
⑧ 家族以外のひととの意思疎通の援助	1	2	3
⑨ お金の管理の援助	1	2	3
⑩ 薬の管理の援助	1	2	3

【問6で「一部(時々)必要」または「全部必要」と答えた方がお答えください】

問7 あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 父母・祖父母・兄弟姉妹
2. 配偶者(夫または妻)
3. 子ども

4. ホームヘルパーや施設の職員
5. その他の人(ボランティア等)

【問7で1. 2. 3. と答えた方がお答えください】

問8 あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢(令和2年8月1日現在)

満 歳

②性別(○は1つだけ)

1.男性 2.女性

③健康状態(○は1つだけ)

1.よい 2.ふつう 3.よくない

あなたの障害の状況について

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

1. 1級 2. 2級 3. 3級 4. 4級
5. 5級 6. 6級 7. 持っていない

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。

(○は1つだけ)

1. 視覚障害 2. 聴覚障害
3. 音声・言語・そしゃく機能障害 4. 肢体不自由(上肢)
5. 肢体不自由(下肢) 6. 肢体不自由(体幹)
7. 内部障害(1~6以外)

問11 あなたは療育手帳をお持ちですか(○は1つだけ)

- | | | | | |
|----------------------|-----------|-------|-------|-------|
| 1. A1 | 2. A2 | 3. A3 | 4. B1 | 5. B2 |
| 6. 知的障害があるが手帳を持っていない | 7. 持っていない | | | |

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

- | | | |
|----------------------|-----------|-------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 |
| 4. 精神障害があるが手帳を持っていない | 5. 持っていない | |

問13 【18歳未満の方のみお答えください】あなたは重症心身障害の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

※重症心身障害とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態のことをいいます。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 受けている | 2. 受けていない |
|----------|-----------|

問14 あなたは難病(指定難病)の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

※難病(指定難病)とは、筋萎縮性側索硬化症(ALS)やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいいます。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 受けている | 2. 受けていない |
|----------|-----------|

問15 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問16 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

(○は1つだけ)

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1. ある 2. ない

【問16で「ある」を選択された方がお答えください】

問17 その関連障害をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 視覚障害 | 2. 聴覚障害 |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 4. 肢体不自由(上肢) |
| 5. 肢体不自由(下肢) | 6. 肢体不自由(体幹) |
| 7. 内部障害(1～6以外) | |

問18 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(○は1つだけ)

1. 受けている 2. 受けていない

【問18で「受けている」を選択された方がお答えください】

問19 あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 気管切開 | 2. 人工呼吸器(レスピレーター) |
| 3. 吸入 | 4. 吸引 |
| 5. 胃ろう・腸ろう | 6. 鼻腔経管栄養 |
| 7. 中心静脈栄養(IVH) | 8. 透析 |
| 9. カテーテル留置 | 10. ストマ(人工肛門・人工膀胱) |
| 11. 服薬管理 | 12. その他 |

コミュニケーションについて

問20 あなたのコミュニケーション方法は何ですか。(〇は1つだけ)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 口話(話す) | 2. 手話 |
| 3. 筆談 | 4. その他() |

問21 あなたは、コミュニケーションに不安を感じることはありますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|----------|---------|
| 1. かなりある | 2. 時々ある |
| 3. あまりない | 4. 全くない |

問22 コミュニケーションの配慮が必要であると感じますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|----------|---------|
| 1. かなりある | 2. 少しある |
| 3. あまりない | 4. 全くない |

住まいや暮らしについて

問23 あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 一人で暮らしている |
| 2. 家族と暮らしている |
| 3. グループホームで暮らしている |
| 4. 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている |
| 5. 病院に入院している |
| 6. その他() |

問24 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(〇は1つだけ)

- | |
|--------------------------------|
| 1. 一般の住宅で一人暮らしをしたい |
| 2. 家族と一緒に生活したい |
| 3. グループホームなどを利用したい |
| 4. 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい |
| 5. その他() |

問25 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 在宅で医療的ケアなどが適切にえられること
2. 障害者に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. その他()

日中活動や就労についてお聞きします。

問26 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

1. 毎日外出する
2. 1週間に数回外出する
3. めったに外出しない
4. まったく外出しない

【問27から問30は、問26で、4以外を選択した方がお答えください。】

問27 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟姉妹 | 2. 配偶者(夫または妻) |
| 3. 子ども | 4. ホームヘルパーや施設の職員 |
| 5. その他の人(ボランティア等) | 6. 一人で外出する |

問28 外出時の移動手段は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 |
| 3. 自動車(自分で運転) | 4. 家族や友人等による送迎 |
| 5. 電車やバス等の公共交通機関 | 6. 医療機関による送迎 |
| 7. 福祉タクシー | 8. 移送サービス |
| 9. 車いすの自走 | 10. その他() |

問29 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 通勤・通学・通所 | 2. 訓練やリハビリに行く |
| 3. 医療機関への受診 | 4. 買物に行く |
| 5. 友人・知人に会う | 6. 趣味やスポーツをする |
| 7. グループ活動に参加する | 8. 散歩に行く |
| 9. その他() | |

問30 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 公共交通機関が少ない(ない) |
| 2. 列車やバスの乗り降りが困難 |
| 3. 道路や駅に階段や段差が多い |
| 4. 切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい |
| 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど) |
| 6. 介助者が確保できない |
| 7. 外出にお金がかかる |
| 8. 周囲の目が気になる |
| 9. 発作など突然の身体の変化が心配 |
| 10. 困った時にどうすればいいのかが心配 |
| 11. その他() |

問31 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(〇は1つだけ)

1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている

2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている

3. 専業主婦(主夫)をしている

4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)

5. 病院などのケアに通っている

6. リハビリテーションを受けている

7. 自宅で過ごしている

8. 入所している施設や病院等で過ごしている

9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている

10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている

11. 一般の高校、小中学校に通っている

12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている

13. その他()

【問32は、問31で1.を選択した場合にお答えください。】

問32 どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つだけ)

1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない

2. 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある

3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員

4. 自営業、農林水産業など

5. その他()

【問33は、問31で1.以外を選択した18～64歳の方がお答えください。】

問33 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(〇は1つだけ)

1. 仕事をしたい
2. 仕事はしたくない、できない

【問34は、問33で1.を選択した方がお答えください。】

問34 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。
(〇は1つだけ)

1. すでに職業訓練を受けている
2. 職業訓練を受けたい
3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない

問35 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに〇)

1. 通勤手段の確保
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮
4. 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること
5. 在宅勤務の拡充
6. 職場の障害者理解
7. 職場の上司や同僚に障害の理解があること
8. 職場で介助や援助等が受けられること
9. 具合が悪くなった時に気軽に通院できること
10. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
11. 企業ニーズに合った就労訓練
12. 仕事についての職場外での相談対応、支援
13. その他()

そうだんあいて き
相談相手についてお聞きします。

問36 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたかに相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や親せき
2. 友人・知人
3. 近所の人
4. 職場の上司や同僚
5. 施設の指導員など
6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
7. 障害者団体や家族会
8. かかりつけの医師や看護師
9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
10. 民生委員・児童委員
11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
13. 行政機関の相談窓口
14. その他()

問37 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2. 行政機関の広報誌
3. インターネット
4. 家族や親せき、友人・知人
5. サービス事業所の人や施設職員
6. 障害者団体や家族会(団体の機関紙など)
7. かかりつけの医師や看護師
8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
9. 民生委員・児童委員
10. 園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
12. 行政機関の相談窓口
13. その他()

しょうがいふくし どう りよう き
障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

問38 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(〇は1つだけ)

- | | | | |
|--------|--------|-----------|--------|
| 1. 区分1 | 2. 区分2 | 3. 区分3 | 4. 区分4 |
| 5. 区分5 | 6. 区分6 | 7. 受けていない | |

問39 あなたは障害福祉サービスを利用していますか。(〇は1つだけ)

- | |
|-----------------|
| 1. 利用している →問41へ |
| 2. 利用していない |

【問40は、問39で2を選択した方がお答えください。】

→ 問40 障害福祉サービスを利用していない理由はなんですか。

(あてはまるものすべてに〇)

- | |
|-----------------------|
| 1. サービスを受ける必要がないため |
| 2. サービスの対象者に含まれないため |
| 3. 既に別のサービス提供を受けているため |
| 4. サービス利用時間の都合が合わないため |
| 5. 地域にサービス提供場所がないため |
| 6. 利用料金がかかるため |
| 7. サービスがあることを知らなかったため |
| 8. その他() |

→ 問42へ

問41 次のサービスを利用していますか。また、これから利用する予定はありますか。
 (①～⑥のサービスごとに、「現在の利用」と「今後3年以内の利用予定」の両方をお答えください(番号に○をしてください))。

※⑯～⑳のサービスは18歳未満の方のみお答えください。

また、現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由をそれぞれお答えください。
 (下の表の選択肢ア～クから選んで記載してください。)

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下のいずれかに○をしてください。 ・利用予定あり：「1. 」に○をしてください。 ・利用予定なし：「4. 」に○をしてください。 ※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢ア～クから選んで記載してください。	現在の利用		今後3年以内の利用予定				
		1. 利用している	2. 利用していない	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない	利用予定がない場合の理由
A 訪問による支援	①居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	1	2	1	2	3	4	
	②重度訪問介護 重い障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。	1	2	1	2	3	4	
	③同行援護 視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。	1	2	1	2	3	4	

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ア. サービスを受ける必要がないため | イ. サービスの対象者に含まれないため |
| ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため | エ. サービス利用時間の都合が合わないため |
| オ. 地域にサービス提供場所がないため | カ. 利用料金がかかるため |
| キ. サービスがあることを知らなかったため | ク. その他 |

サービスの分類	現在の利用			今後3年以内の利用予定				
	1. 利用している	2. 利用していない	利用していない場合の理由	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない	利用予定がない場合の理由
※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下のいずれかに○をしてください。 ・利用予定あり：「1. 」に○をしてください。 ・利用予定なし：「4. 」に○をしてください。 ※現在の利用で「2. 利用していない」または、「今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢ア～クから選んで記載してください。								
A 訪問による支援	④行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	1	2	1	2	3	4	
	⑤重度障害者等包括支援 常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとて高の方に、居宅介護などをまとめて提供するサービスです。	1	2	1	2	3	4	
B 入所者の支援	⑥施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。	1	2	1 ※利用予定あり			4	
C 居間の生活の支援	⑦短期入所(ショートステイ) 在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	1	2	1	2	3	4	

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：	
ア. サービスを受ける必要がないため	イ. サービスの対象者に含まれないため
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため	エ. サービス利用時間の都合が合わないため
オ. 地域にサービス提供場所がないため	カ. 利用料金がかかるため
キ. サービスがあることを知らなかったため	ク. その他

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下のいずれかに○をしてください。 ・利用予定あり：「1.」に○をしてください。 ・利用予定なし：「4.」に○をしてください。 ※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢A～Kから選んで記載してください。	現在の利用			今後3年以内の利用予定				
		1. 利用している	2. 利用していない	利用していない場合の理由	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同程度に利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない	利用予定がない場合の理由
C 居間の生活の支援	⑧療養介護 医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に居間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。	1	2		1	2	3	4	
	⑨生活介護 常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。	1	2		1	2	3	4	
D 自立した生活のための支援	⑩自立生活援助 一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。	1	2		1	2	3	4	
	⑪共同生活援助(グループホーム) 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。	1	2		1 ※利用予定あり			4	

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ア. サービスを受ける必要がないため | イ. サービスの対象者に含まれないため |
| ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため | エ. サービス利用時間の都合が合わないため |
| オ. 地域にサービス提供場所がないため | カ. 利用料金がかかるため |
| キ. サービスがあることを知らなかったため | ク. その他 |

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下のいずれかに○をしてください。 ・利用予定あり：「1. 」に○をしてください。 ・利用予定なし：「4. 」に○をしてください。 ※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢A～Kから選んで記載してください。	現在の利用			今後3年以内の利用予定				
		1. 利用している	2. 利用していない	利用していない場合の理由	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない	利用予定がない場合の理由
E 自立した生活のための訓練や就労の支援	⑫自立訓練(機能訓練、生活訓練) 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための必要な訓練を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4	
	⑬就労移行支援 通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4	
	⑭就労継続支援(A型、B型) 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4	
	⑮就労定着支援 通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4	

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：

ア. サービスを受ける必要がないため	イ. サービスの対象者に含まれないため
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため	エ. サービス利用時間の都合が合わないため
オ. 地域にサービス提供場所がないため	カ. 利用料金がかかるため
キ. サービスがあることを知らなかったため	ク. その他

サービスの分類	現在の利用			今後3年以内の利用予定				
	1. 利用している	2. 利用していない	利用していない場合の理由	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない	利用予定がない場合の理由
※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下のいずれかに○をしてください。 ・利用予定あり：「1.」に○をしてください。 ・利用予定なし：「4.」に○をしてください。 ※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢A～Kから選んで記載してください。								
F 相談支援								
⑩計画相談支援 サービス等利用計画書の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行うサービスです。	1	2		1 ※利用予定あり			4	
⑪地域移行支援 住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行うサービスです。	1	2		1 ※利用予定あり			4	
⑫地域定着支援 常に連絡体制を確保し、障害の特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。	1	2		1 ※利用予定あり			4	

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：

ア. サービスを受ける必要がないため
イ. サービスの対象者に含まれないため
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため
エ. サービス利用時間の都合が合わないため
オ. 地域にサービス提供場所がないため
カ. 利用料金がかかるため
キ. サービスがあることを知らなかったため
ク. その他

【障害児向けサービス：18歳未満の方がお答えください。】

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下のいずれかに○をしてください。 ・利用予定あり：「1.」に○をしてください。 ・利用予定なし：「4.」に○をしてください。 ※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢A〜Kから選んで記載してください。	現在の利用			今後3年以内の利用予定				
		1. 利用している	2. 利用していない	利用していない場合の理由	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今の同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない	利用予定がない場合の理由
G 障害児が外部の施設に通う支援	㊸児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4	
	㊹医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4	
	㊺放課後等デイサービス 学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4	

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：

ア. サービスを受ける必要がないため	イ. サービスの対象者に含まれないため
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため	エ. サービス利用時間の都合が合わないため
オ. 地域にサービス提供場所がないため	カ. 利用料金がかかるため
キ. サービスがあることを知らなかったため	ク. その他

【障害児向けサービス：18歳未満の方がお答えください。】

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下のいずれかに○をしてください。 ・利用予定あり：「1.」に○をしてください。 ・利用予定なし：「4.」に○をしてください。 ※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢ア〜クから選んで記載してください。	現在の利用		今後3年以内の利用予定				利用予定がない場合の理由
		1. 利用している	2. 利用していない	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今の回数を維持し利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない	
Ⅱ 障害児相談支援	◎障害児相談支援 障害児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行うサービスです。	1	2	1 ※利用予定あり			4	
Ⅰ 障害児への訪問による支援	◎居宅訪問型児童発達支援 重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。	1	2	1	2	3	4	
	◎保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。	1	2	1	2	3	4	

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：	
ア. サービスを受ける必要がないため	イ. サービスの対象者に含まれないため
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため	エ. サービス利用時間の都合が合わないため
オ. 地域にサービス提供場所がないため	カ. 利用料金がかかるため
キ. サービスがあることを知らなかったため	ク. その他

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下のいずれかに○をしてください。 ・利用予定あり:「1.」に○をしてください。 ・利用予定なし:「4.」に○をしてください。 ※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢ア～クから選んで記載してください。	現在の利用			今後3年以内の利用予定				
		1. 利用している	2. 利用していない	利用していない場合の理由	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない	利用予定がない場合の理由
J 入所している障害児の支援	㊦福祉型児童入所施設 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。	1	2		1 ※利用予定あり			4	
	㊧医療型児童入所施設 障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。	1	2		1 ※利用予定あり			4	

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：

ア. サービスを受ける必要がないため イ. サービスの対象者に含まれないため
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため エ. サービス利用時間の都合が合わないため
オ. 地域にサービス提供場所がないため カ. 利用料金がかかるため
キ. サービスがあることを知らなかったため ク. その他

問42 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(〇は1つだけ)

1. 利用している	2. 利用していない
-----------	------------

→【問43、44は、問42で、「1. 利用している」を選択した方にお聞きします。】

問43 該当する要介護度はどれですか。(〇は1つだけ)

1. 要支援1	2. 要支援2	3. 要介護1	4. 要介護2
5. 要介護3	6. 要介護4	7. 要介護5	

問44 利用している介護保険サービスはどれですか。

(あてはまるものすべてに〇)

分類	介護保険サービス(介護予防を含む)
自宅に訪問	1. 訪問介護(ホームヘルプサービス) 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 夜間対応型訪問介護 6. 定期巡回・炊事対応型訪問介護看護 7. 居宅療養管理指導
施設に通う	8. 通所介護(デイサービス) 9. 通所リハビリテーション 10. 地域密着型通所介護 11. 認知症対応型通所介護
施設に泊まる ・暮らす	12. 短期入所生活介護(ショートステイ) 13. 短期入所療養介護 14. 介護老人福祉施設 15. 介護老人保健施設 16. 介護療養型医療施設 17. 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) 18. 介護医療院 19. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 20. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 21. 地域密着型特定施設入居者生活介護

分類	介護保険サービス(介護予防を含む)
訪問・通い・泊りの 組み合わせ	22. 小規模多機能型居宅介護 23. 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
福祉用具を使う	24. 福祉用具貸与 25. 特定福祉用具販売

権利擁護についてお聞きします。

問45 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。
(〇は1つだけ)

1. ある 2. 少しある 3. ない

【問45で、1. または2. と回答された方にお聞きします。】

問46 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 学校・仕事場 | 2. 仕事を探するとき |
| 3. 外出中 | 4. 余暇を楽しむとき |
| 5. 病院などの医療機関 | 6. 住んでいる地域 |
| 7. その他() | |

問47 平成24年(2012年)10月1日より施行された「障害者虐待の防止、障害者の
養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」について知っていますか。

(1つに〇)

1. 知っている 2. 名前だけ聞いたことがある 3. 知らない

問48 平成28年(2016年)4月1日より施行された「障害を理由とする差別の解消の
推進に関する法律(障害者差別解消法)」について知っていますか。(1つに〇)

1. 知っている 2. 名前だけ聞いたことがある 3. 知らない

問49 あなたは、日常生活の中で、障がい者が不当に扱われていると感じることはありますか。(あてはまるものを全てに○)

1. 公共施設が障がい者に配慮されていない
2. 交通機関が障がい者に配慮されていない
3. 情報の提供や利用、コミュニケーションの方法が障がい者に配慮されていない
4. 商品やサービスが障がい者に配慮されていない
5. 住宅が障がい者に配慮されていない
6. 医療が障がい者に配慮されていない
7. 学校やその他の教育が障がい者に配慮されていない
8. 雇用が障がい者に配慮されていない
9. 資格制度が障がい者に配慮されていない
10. 投票等の政治参加に関するしくみが障がい者に配慮されていない
11. 地域の行事・イベントが障がい者に配慮されていない
12. その他 ()
13. 特になし

問50 あなたは、平成28年(2016年)4月1日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮(※)」という言葉をご存じですか。

1. 内容まで知っている
2. 聞いたことはあるが、内容までは知らない
3. 知らない

※合理的配慮：障がいのあるひとが日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁(◇)を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことをいいます。例えば、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化などをいい、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

◇社会的障壁：社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)制度(利用しにくい制度など)慣行(障がいのあるひとの存在を意識していない慣習、文化など)観念(障がいのあるひとへの偏見など)

問51 あなたは、どのような場面で合理的配慮が必要だと思いますか。
(必要と思われる場面をご自由にお書きください。)

1. 文字の読み書きが困難な方が、タブレットや音声読み上げソフトで学習できるようにする。
2. 肢体不自由な方が自力で移動できない場所に、スロープなどを設置する。
3. 複雑な指示理解が難しい方に、指示を1つずつ分けて伝えたり、イラストを駆使して説明する。
4. 疲労や緊張が大きい方のために、休憩スペースを設けたり、業務時間等を調整する。
5. その他 ()

問52 成年後見制度についてご存じですか。(〇は1つだけ)

1. 名前も内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない

問53 あなたは、地域の方に対して障がい者への理解が深まっていると感じますか。
(〇は1つだけ)

1. とても感じる
2. 多少は感じる
3. あまり感じない
4. まったく感じない

【問54は問53で「1. とても感じる」「2. 多少は感じる」のいずれかに回答した方にお尋ねします】

問54 理解が深まっていると感じる理由は何ですか。(あてはまるもの全てに〇)

1. 適切な援助がえられるようになった
2. 援助を頼みやすくなった
3. 人から話しかけられるようになった
4. 話を聞いてくれるようになった
5. 特別な視線を感じなくなった
6. 差別を感じなくなった
7. 障がいのない人の仲間ができた
8. その他 ()

【問55は問53で「3.あまり感じない」「4.まったく感じない」のいずれかに回答した方にお尋ねします】

問55 理解が深まっていないと感じる理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 適切な援助がえられない | 2. 援助を頼みにくい |
| 3. 人から話しかけられない | 4. 話を聞いてくれない |
| 5. 特別な視線を感じる | 6. 差別を感じる |
| 7. 障がいのない人の仲間ができない | |
| 8. その他() | |

災害時の避難等についてお聞きします。

問56 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|--------|---------|----------|
| 1. できる | 2. できない | 3. わからない |
|--------|---------|----------|

問57 あなたは、一般の避難所で避難生活をおくることができますか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------|-----------|
| 1. できる | 2. 多少ならでき |
| 3. できない | 4. わからない |

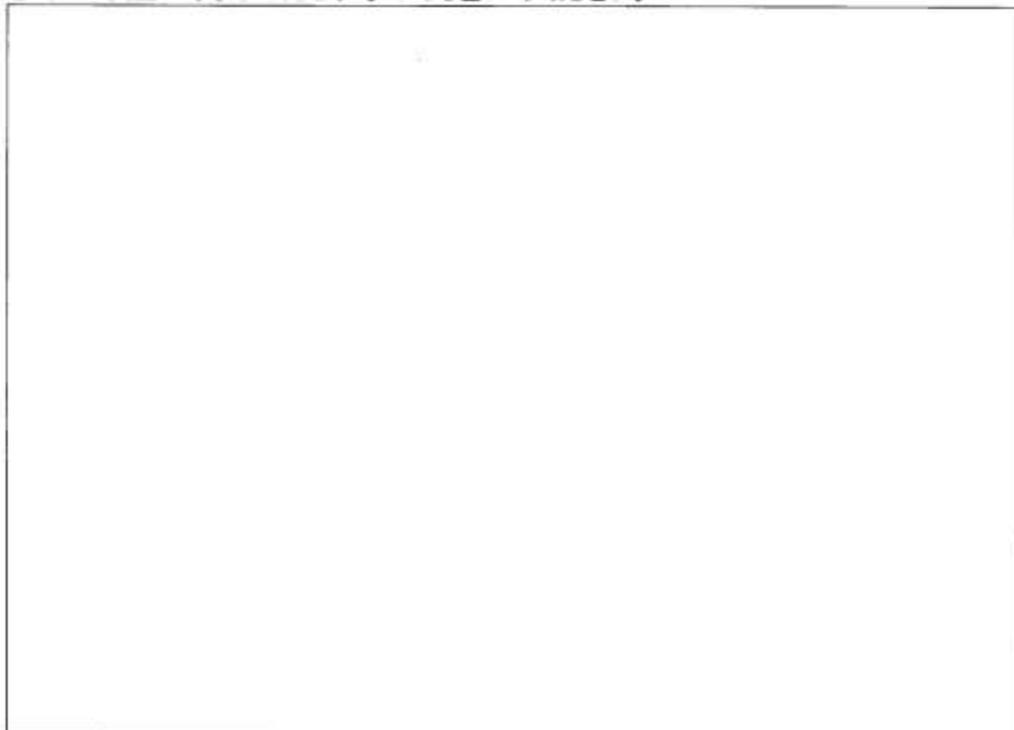
問58 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------|--------|----------|
| 1. いる | 2. いない | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

問59 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|----------------------------|
| 1. 投薬や治療が受けられない |
| 2. 補装具の使用が困難になる |
| 3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる |
| 4. 救助を求めることができない |
| 5. 安全なところまで、迅速に避難することができない |
| 6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない |
| 7. 周囲とコミュニケーションがとれない |
| 8. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安 |
| 9. その他() |
| 10. 特にな |

あなたご本人への質問はここまでです。障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見やご要望がありましたら、なんでも書いてください。



ご協力ありがとうございました。

邑楽町障がい者福祉計画
(令和3年度～令和8年度)

第6期邑楽町障害福祉計画・第2期邑楽町障害児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

編集：令和3年3月

発行：邑楽町役場健康福祉課

〒370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1

電話 0276 (88) 5511

FAX 0276 (89) 0136

